

第5節 自動車税

第1 申告書の取扱い

1 申告内容に誤りがあった場合の処理

(1) 納税義務者に係る申告誤りの処理

「納税（申告・報告）義務者」欄の記載誤りから納税義務者の特定を間違えた場合は、「自動車税申告誤りに係る訂正申出書」（別記様式 21）に事実を証する書類を添付させ提出させること。

申出書の提出があった場合、業務第2係は内容を確認の上、原本は地域振興局へ回送し写しを保管すること。

また、誤った内容の申告書は訂正せず、そのまま保管すること。

2 申告書の提出がない場合の処理

受理した申告書は、分配情報と照合し、不申告等があった場合は申告しようようを行うこと。

第2 削除

第3 納税義務者等

1 課税客体

(1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）の適用される自動車（二輪の小型自動車、軽自動車、小型特殊自動車及び大型特殊自動車を除く。）で通常道路において運行する自動車であること。

(2) 通常道路において運行する自動車であるかどうかの具体的認定は、車両法第4条の規定による登録の有無によって差し支えないこと。

地域振興局は、車両法による登録を受けないで運行の用に供している自動車があったときは、内容を調査の上、直ちに課税すること。

(3) 車両法により自動車登録ファイルに登録された自動車で、強制執行、滞納処分及び

その他の行政処分等により運行を禁止された自動車についても課税すること。

2 課税地

普通徴収による自動車税に係る徴収金の課税地は、条例第8条第2項第6号によるが、同規定中「県内に住所を有しない場合にあっては、当該自動車の定置場」とは、次に掲げるものであること。

(1) 所有者の住所地が県外である場合は、当該自動車の定置場

(2) 所有権留保に係る自動車で、使用者の住所地が県外である場合は、当該自動車の定置場

3 納税義務者

(1) 所有者の認定

法第146条に定める所有者とは、法律上当該自動車について、使用、収益及び処分をする権能を有する者をいい、通常は自動車登録ファイルに所有者として登録されている者をいうものであること。

(2) 法第146条第3項ただし書に規定する「公用又は公共の用に供するもの」の範囲

法第146条第3項ただし書で、使用者課税の対象から「公用又は公共の用に供するもの」を除外しているが、この規定に該当するのは、原則として使用者が法第148条にいう国、県及び市町村等に限られるものであること。

(3) 非課税車等に係る月割課税

法第157条第4項ただし書により、賦課期日後の所有者変更に対して自動車税が月割で課税されるのは、変更前の所有者又は変更後の所有者のいずれかが非課税又は課税免除に該当する場合に限られるものであり、それ以外の場合は同項本

文の規定により、当該所有者変更は年度の末日にあったとみなされるものであること。

4 一括課税（納付）の手続き

納税義務者から納税事務処理の簡素化のため、自己に係る多数の自動車税を一括して納税したい旨申立てがあった場合は、自動車税一括課税（納付）申出書（別記様式 18）を提出させること。

申出書を提出できる者は、課税対象となる自動車を 70 台以上所有している者であること。

また、一括課税（納付）を取りやめる場合は、自動車税一括課税（納付）解約届（別記様式 19）を提出させること。

第 4 非課税

法第 148 条第 2 項に規定する「直接その本来の事業の用に供する緊急自動車その他これに類するもの」の範囲については、条例第 57 条で定めているが、その具体的な確認は次によること。

1 特種用途自動車の場合

特種用途自動車の場合は、自動車検査証（電子化された自動車検査証の場合、「自動車検査証記録事項」を含む。以下、この節において同じ）の「車体の形状」欄により確認すること。

2 特種用途自動車以外の自動車の場合

条例第 57 条第 1 項第 2 号から第 5 号の自動車が特種用途自動車以外の自動車の場合は、当該自動車の使用計画表等の添付を求め、本来の事業の用に供するものであるか確認すること。

第 4 の 2 課税免除

1 課税免除車の範囲

課税免除の対象となる自動車は、条例第 64 条及び規則第 77 条に規定されているが、具体的な取扱いには次によること。

(1) 消防又は救急専用自動車

「消防又は救急専用」とは、消防器具を設置した自動車（消防指令車を含む。）又は救急設備（ベッド及びその他）を設けた自動車で自動車検査証の「車体の形状」欄が、「消防車」又は「救急車」と記載されているものをいうものであること。

- (2) 私立学校が所有する自動車のうち専ら生徒の教育練習の用に供する自動車
ア 「私立学校」とは、私立学校法第 2 条の学校をいい、学校法人が設置する学校をいうもので、私立各種学校及び専修学校は含まれないものであること。

イ 「専ら生徒の教育練習の用に供する」とは、生徒の教育課程において教育練習専用自動車として使用されており、かつ、その維持管理費は学校の経費とされていることをいうものであること。

- (3) 指定自動車教習所が専ら生徒の教習の用に供する自動車

原則として路上教習用の特種用途自動車として県公安委員会に届出のあったものに限られるものであるが、この具体的な確認に当たっては、新潟県警察本部交通部運転免許センター長から交付された指定自動車教習所の教習用自動車証明書（以下この節において「証明書」という。）の添付の有無により行うこと。

なお、指定自動車教習所は通常「〇〇自動車学校」と称しているが、当該自動車学校名が正式な法人名称でない場合、課税免除の申請は正式な法人名称により行うこととなるため、証明書が当該自動車学校名で発行され申請書の名称と一致しないことがあるので、この場合は課税免除申請者名を次のように記入させること。

「申請者：(株)〇〇〇〇（〇〇自動車学校）」
（「(株)〇〇〇〇」は正式な法人名称）

- (4) 公益のため直接専用する自動車

条例第 64 条第 1 項第 5 号の「公益のため直接専用する自動車」の対象となるものは規則第 77 条に定められているが、具体的な

認定に当たっては次の点に留意すること。

ア 除雪車は、自動車検査証の「車体の形状」欄が「道路作業車」と記載されており、除雪装置が装備されていることが確認できる書類を添付すること。

イ 巡回検診用又は患者輸送用の特種用途自動車及びへき地巡回診療車は、自動車検査証の「車体の形状」欄が「医療防疫車」又は「患者輸送車」等となっているものであること。

なお、公益性の認められない展示車両や用途外利用等は、該当しないものであること。

ウ 「国及び地方公共団体の使用している自動車で、所有者が国及び地方公共団体以外の者の所有に係る自動車」には、国又は地方公共団体がリースにより使用している自動車も該当するものであること。

2 課税免除の手續

(1) 申請書

課税免除申請書は、規則第 95 号様式によること。

(2) 申請書の取扱い

申請期限は条例第 64 条第 2 項で、事由発生日から 7 日以内とされているものであるが、事由発生日から 7 日を経過した後に申請書が提出された場合であっても申請は受理すること。

3 課税免除の適用

条例第 64 条第 2 項による課税免除申請について承認した場合は、様式通達第 78 号様式により通知すること。

なお、適用時期等については下表によること。

事由発生	申請書の提出日	課税免除の適用
定期課税(4月1日) ※注:賦課期日である4月1日を事由発生日とみなす	期限内(事由発生日から7日以内)	4月分から
	期限後(事由発生日から7日経過後)	申請のあった日の属する月の翌月から
上記以外	期限内(事由発生日から7日以内)	事由発生日の属する月の翌月から
	期限後(事由発生日から7日経過後)	申請のあった日の属する月の翌月から

4 課税免除の取消し

課税免除後において、当該自動車が免除要件を欠くこととなった場合、承認を受けた者は条例第 70 条第 1 項第 2 号によりその旨申告することとされているが、取消しに当たっては次により処理すること。

(1) 課税免除の承認を受けた者から申告のあった場合

課税免除の取消決議を行い申請人に通知

すること。この場合、通知した日の属する月の翌月分から随時課税すること。

(2) 課税免除の承認を受けた者からの申告によらない場合

課税免除の承認を受けた者から課税免除に該当しなくなった旨の申告がなく、調査によりその事実を確認した場合は、申告すべき事由の発生した日の属する月の翌月分から随時課税すること。

5 令和 4 年 3 月 31 日に課税免除の特例の適用を受けている自動車の取扱い

1 (3)において、令和 4 年 3 月 31 日までに条例附則第 19 条の 5 第 1 項に該当するものとして同項の規定による知事の承認を受けている自動車については、令和 4 年 4 月 1 日に条例第 64 条第 1 項第 4 号の規定による知事の承認を受けたものとして取扱う。この場合、当該自動車について再度の課税免除申請書の提出は不要であること。

第 4 の 2 の 2 削除

第4の3 積雪軽減

法第154条第3項及び条例第66条に定められている積雪軽減については、次によること。

1 積雪軽減地区の指定

(1) 指定要件

積雪軽減地区は、次の要件をすべて満たす地区であること。

ア 当該地区内に現実に積雪により1か月を超える期間運行できない自動車があること。

イ 運行できないことの主な理由が、当該自動車の主たる定置場と最寄りの除雪道路との間の連絡道路が除雪されないためであること。

ウ 連絡道路は、国、県又は市町村が除雪の責任を負っている道路であること。

エ 積雪により運行できない期間は、1か月を超えて継続的に運行できない期間であること。

(2) 指定の範囲

積雪軽減地区は、積雪により1か月を超える期間運行の用に供することができない自動車の主たる定置場を含む地域を大字、小字又はより狭い範囲を単位として指定する。

(3) 指定の効果

積雪軽減地区として指定された地区内に主たる定置場を有する自動車については、軽減税率を適用する。

2 積雪軽減地区指定手続

積雪軽減の適用を受けようとする自動車の所有者（所有権留保付売買における買主を含む。以下この項において同じ。）は、条例第66条第2項の規定により、積雪により自動車を運行できない期間の届出書（規則第97号様式。以下この項において「届出書」という。）を、局長を経由して知事に提出できるものであること。

なお、新規登録、法第157条第4項ただし書きにより月割りで課税される場合に係る自動車についても同様であること。

届出書を提出できる者は、積雪により1か月を超える期間運行の用に供することができない自動車の所有者であること。

3 積雪軽減の適用時期

- (1) 積雪軽減の適用は、届出書が提出された日の属する年度からとする。
- (2) 地区指定を行った翌年度以降除雪状況等に変化がない限り、対象となる自動車の定期課税の税率は、軽減された税率とする。

4 指定地区の解除等

指定地区の解除若しくは範囲の変更又は税率の変更を行ったときは、適用する年度とともに告示する。

(2) 対象となる自動車の範囲

通学通園の用に供するバスで条例第67条第1項に該当するのは、専ら通学通園の用に供するものでバス税率を適用されているものに限られるものであるが、この具体的な確認は次によること。

ア 不均一課税を受けようとする自動車の自動車検査証に記載された使用者が、学校教育法第1条に規定する学校又は児童福祉法第7条第1項に定める保育所の設置者（学校法人及び社会福祉法人等）であること。

イ 不均一課税の申請時に専ら通学通園の用に供されることが確認できる写真を2枚添付すること。

なお、上記ア及びイが確認できない場合は、納期限までに納税するよう勧奨し、後日不均一課税が承認された場合は、一部還付する旨の説明を行うこと。

〔写真の撮影部分〕

①前面又は後面（ナンバーの分かるもの） 1枚

ただし、条例第69条第1項の規定により現金で徴収されるものに係る分についてはナンバー施封前の写真でよい。

②側面（学校名、保育所名の分かる部分） 1枚

第4の4 不均一課税

1 不均一課税の範囲

(1) 自動車の所有者

不均一課税を受けることができる自動車の所有者とは、条例第67条第1項に定める者が車両法によって自動車の所有者として登録されている場合のほか、次に掲げる場合も所有者とみなして取り扱うこと。

なお、この場合の所有者又は使用者とは、車両法によって登録されている者をいうものであること。

ア 自動車の売主が所有者で、同条同項に定める者が使用者である場合

イ 地方公共団体が所有者で、同条同項に定める者が使用者である場合

2 不均一課税の手続

(1) 申請者

不均一課税は自動車税の不均一課税承認申請書（規則第 96 号様式）により申請すること。

(2) 申請期限

不均一課税の申請期限は規則第 79 条第 1 項により、次の各号のとおりとする。

なお、当該期限までに申請のないものについては、当該年度の不均一課税は適用しないものであること。

ア 賦課期日現在所有している自動車については、毎年度 4 月 5 日

イ 賦課期日後において所有することとなった自動車については、条例第 70 条第 1 項の規定による申告書を提出するとき。

3 不均一課税の措置

不均一課税の適否を決定した場合は、申請者に対し承認（不承認）通知書（様式通達第 79 号様式）により通知すること。

4 不均一課税に該当しなくなった場合の取扱い

不均一課税の承認を受けた自動車条例第 67 条第 1 項に定める要件に該当しないこととなった場合は、異動事由の発生した年度の翌年度から不均一課税を適用しないこと。

なお、当該異動事由が生じた場合は、速やかに届出を行うよう不均一課税承認通知書に明記しておくこと。

また、この場合、様式通達第 79 号様式に定める様式を不均一課税取消通知書と補正の上当該者に通知すること。

5 不均一課税を受けた自動車の代替

不均一課税の要件に該当しなくなったこと及び自動車の所有権を移転し、又は使用者の変更によりこれに替わる自動車を所有し、又は使用することとなった場合、当該代替自動車については当年度は不均一課税の取扱いはないこと。

6 賦課期日現在で承認を受けている自動車に係る特例

賦課期日現在において所有している自動車前年度以前において不均一課税の承認を受けているものにあつては、規則第 79 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、当該年度の申請

があつたものとみなす取扱いとするものであること。

第 5 適用税率等の認定

1 貨客兼用車

条例第 65 条第 2 項に規定する自動車（貨客兼用車）に該当するか否かは、最大乗車定員により判定すること。

なお、加算前のトラック税率は、最大乗車定員で運行した場合の最大積載量によるものであること。

2 バス

(1) 判定基準

道路運送車両法第 42 条に定める乗車定員により税率を適用すること。

(2) スクールバスの取扱い

私立幼稚園の所有するスクールバスの乗車定員は、大人 1 人に対し子供 1.5 人として換算し、子供定員を 1.5 で除して大人の乗車定員を算出の上、当該乗車定員に対応する税率を適用すること。

なお、この場合、1 人未満の端数は切り捨てること。

(3) 乗用車登録の自動車に係る特例

登録種別が普通乗用車又は小型乗用車であっても、マイクロバス等通常バスとして使用されるものと同様の構造を有するもので、乗車定員が 11 人以上の場合はバス税率を適用するものであること。

3 特種用途自動車

(1) キャンピング車及び霊きゅう車以外の特種用途自動車に適用する税率

キャンピング車（自動車検査証の「車体の形状」欄に「キャンピング車」と記載されているものをいう。）及び霊きゅう車以外の特種用途自動車に適用する税率は条例第 65 条第 1 項第 5 号の規定により、乗用車、トラック、バスに類するものに区分し判定

するものであるが、その判定は、特種用途自動車としての用途等により行うものではなく、自動車としての基礎的構造（シャーシ、ボディ等）及び車体の形状（乗用型、トラック型、バス型）等に応じて、その属すべきものの判定を行うこと。

(2) トラックに類するものに適用する税率

最大積載量を基準とし、最大積載量及びその定めの有無は自動車検査証の記載により判定することとなるが、貨物の運送を目的としない次のような特種用途自動車については、最大積載量の定めのないものとして取り扱うこと。

穴掘建柱車、ウィンチ車、クレーン車、杭打ち車、コンクリート作業車、コンベアー車、はしご車、ポンプ車、コンプレッサー車、クレーン用台車、レッカー車、電源車、架線修理車、高所作業車等

使用されているもの。

- (2) 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人（以下第 6 において「NPO 法人」という。）で、アの要件を満たすものが所有し、かつ、イの要件を満たす自動車

ア 身体障害者等を入所又は通所させる施設の設置者（施設の設置者が国又は地方公共団体で、当該施設の管理運営を行っている者を含む。）で、次のいずれかに該当するもの。

- (ア) 障害者の日常生活及び社会生活を総

第 6 社会福祉法人等に対する減免

社会福祉法人等が所有者（所有権留保付売買における買主又は国若しくは地方公共団体が所有する自動車の使用者である場合を含む。以下この項において同じ。）である自動車で次の範囲に該当するものは、条例第 72 条の規定に該当するものとし、次により減免する。

1 減免の範囲

次のいずれかに該当するものであること。

- (1) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人（以下「社会福祉法人」という。）で、アの要件を満たすものが所有し、かつ、イの要件を満たす自動車

ア 身体障害者又は精神障害者（以下この節において「身体障害者等」という。）を入所若しくは通所させる施設の設置者（施設の設置者が国又は地方公共団体で、当該施設の管理運営を行っている者を含む。）であること。

イ 専らアの施設に入所若しくは通所している者の疾病治療の通院のために使用されている自動車又は専らその入所若しくは通所している者の通所・通園のために

法的に支援するための法律（以下この節において「障害者総合支援法」という。）（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援を除く。）を行う NPO 法人で、同法第 36 条の規定により、知事又は新潟市長から指定を受けているもの（以下「指定障害福祉サービス事業者」という。）であること。

(イ) 障害者総合支援法第 5 条第 28 項に規定する地域活動支援センター又は同条第 29 項に規定する福祉ホームを運営する事業を行う NPO 法人で、県又は市町村から補助金の交付又は業務の委託を受けているものであること。

(ウ) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2 に規定する障害児通所支援事業（居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を除く。）を行う NPO 法人で、同法第 21 条の 5 の 15 の規定により、知事又は新潟市長から指定を受けているもの（以下「指定障害児通所支援事業者」という。）であること。

イ 専らアの施設に入所若しくは通所している者の疾病治療の通院のために使用されている自動車又は専らその入所若しくは通所している者の通所・通園のために使用されているもの。

(3) 身体障害者等の保護者団体等（身体障害者等又はその保護者が運営主体となっている NPO 法人を含む）で、アの要件を満たすものが所有し、かつ、イ及びウの要件を満たす自動車

なお、この運営主体の確認については「身体障害者等又はその保護者が主体となって運営する特定非営利活動法人であることの申出書」（別記様式 22）及び聴き取り調査等により行うものとする。

ア 市町村から施設運営に係る補助金の交付又は業務の委託を受け、身体障害者等が通所する施設の運営を行う保護者団体等（以下「施設運営保護者団体等」とい

う。）であること。

イ 専らアの施設に通所している者の疾病治療の通院のために使用されている自動車又は専らその通所している者の通所・通園のために使用されているもの。

ウ 減免を受けようとする自動車の自動車検査証に記載された使用者名が当該施設運営保護者団体等の名義であること。

なお、国土交通省自動車登録ファイルへの登録を申請する際に、当該自動車の使用者を法人格を有しない施設運営保護者団体等名義で行う場合には、当該団体が施設運営保護者団体等であることについて、当該施設の運営に係る補助金の交付又は業務の委託を行っている市町村長の証明（別記様式 16）が必要である旨、指導すること。

2 減免の申請手続

(1) 減免を受けようとする者には、減免申請書（(2)アに掲げる普通徴収の場合にあっては別記様式 1、(2)イに掲げる条例第 69 条第 1 項の規定により現金で徴収されるものの場合にあっては別記様式 1 の 2）に次の書類を添付（自動車検査証は原本を提示させることで差し支えない。）させて提出させること。

ア 1 (1)に該当するもの

(ア) 通院等自動車証明書（別記様式 17）
新潟市内の施設にあっては新潟市長、それ以外にあっては福祉保健部福祉保健課長又は障害福祉課長が証明したもの

(イ) 減免を受けようとする自動車の自動車検査証の写し

イ 1 (2)に該当するもの

(ア) 通院等自動車証明書（別記様式 17）
指定障害福祉サービス事業者又は指定障害児通所支援事業者として指定を受けている事業所にあっては福祉保健部障害福祉課長（新潟市長から指定を受けているものは新潟市長）が証明したもの

地域活動支援センター又は福祉ホームの運営を行う者にあっては補助金の交付又は業務の委託を行っている市

町村の長（福祉ホームの運営を行う者で知事から補助金の交付を受けているものにあつては福祉保健部障害福祉課長）が証明したもの

(イ) 減免を受けようとする自動車の自動車検査証の写し

(ウ) 定款の写し

ウ 1 (3)に該当するもの

(ア) 通院等自動車証明書（別記様式 17）施設運営に係る補助金の交付又は業務の委託を行った市町村の長が証明したもの

(イ) 減免を受けようとする自動車の自動車検査証の写し

(ウ) 規約等の写し（身体障害者等又はその保護者が運営主体となっている N P O 法人にあつては定款及び規約等の写し）

(エ) 市町村から補助金の交付を受けていることを証する書類（直近の交付決定通知書の写し）又は業務の委託を受けていることを証する書類（委託契約書の写し）

(オ) 身体障害者等又はその保護者等が運営主体となっている N P O 法人にあつては「身体障害者等又はその保護者等が主体となって運営する特定非営利活動法人であることの申出書」（別記様式 22）

(2) 減免申請書の提出期限と提出先

ア 普通徴収に係るもの

納税通知書に定める納期限前 7 日までに、課税地を所管する地域振興局長に提出させること。

イ 条例第 69 条第 1 項の規定により現金で徴収されるもの

法第 158 条第 4 項及び条例第 69 条第 1 項の規定により、現金をもって払い込むべきときに、税務課に提出されていること。

3 減免の措置

申請書の提出があつた場合はその内容を審査し、次により措置するものであること。

(1) 減免の範囲に該当すると認められるものについては、申請者に対して決定の通知書（別記様式 1 の 3）を発送すること。

(2) 減免する額は当該自動車税の全額とするが、次の場合に留意すること。

ア 普通徴収に係るもので、当該年度の中途で減免の範囲に該当することとなった場合は、当該年度分については減免しないこと。

イ 普通徴収に係るもので、既に減免を受けていた者が当該年度中に減免の範囲に該当しなくなった場合は、当該年度分の減免の取消しはしないこと。

(3) 減免が承認された者については、翌年度以降も引き続き減免要件が継続しているものとみなし、減免申請書を提出させることなく減免措置を講ずること。

この場合、減免承認通知については、省略して差し支えないこと。

ただし、減免要件が継続していないことが判明した場合は、減免要件に該当しなくなった日の属する年度の翌年度分から随時課税を行うこと。

第 7 自動車運転免許技能試験に提供される自動車に対する減免

新潟県公安委員会が行う自動車運転免許技能試験に提供される自動車で次の減免の範囲に該当するものは、条例第 72 条の規定に該当するものとして、次により減免する。

1 減免の範囲

一般財団法人新潟県自動車練習所（昭和 25 年 8 月 28 日に財団法人新潟県自動車練習所という名称で設置された法人をいう。以下この節において同じ。）が所有する自動車で、新潟県道路交通法施行細則第 21 条の 2 の規定により、新潟県公安委員会が行う自動車運転免許技能試験に提供される自動車であること。

2 減免の手続

(1) 減免申請書類

一般財団法人新潟県自動車練習所が減免

を受けようとするときは、減免申請書（別記様式１の４）に次の書類を添付させること。

ア 減免を受けようとする自動車の自動車検査証の写し

イ 新潟県警察本部交通部運転免許センター長から交付される路上試験用自動車証

明書

(2) 減免申請書の提出期限と提出先

ア 普通徴収に係るもの

納税通知書に定める納期限前 7 日までに、課税地を所管する地域振興局に提出させること。

イ 条例第 69 条第 1 項の規定により現金で徴収されるもの

法第 158 条第 4 項及び条例第 69 条第 1 項の規定により、現金をもって払い込むべきときに、税務課に提出させること。

3 減免措置

申請書の提出があった場合はその内容を審査し、次により措置するものであること。

(1) 減免の範囲に該当すると認められるものについては、申請者に対する決定の通知書（別記様式 1 の 5）を発送すること。

(2) 減免額

当該自動車に係る自動車税の全額を減免する。

4 減免申請の特例

賦課期日現在に所有している自動車が、前年度以前において、減免の承認を受けている場合は、前記 3 の規定にかかわらず、当該年度の減免申請があったものとみなす取扱いとするものであること。この場合、3 (1) の減免の承認の通知は省略して差し支えない。

ただし、減免要件が継続していないことが判明した場合は、随時課税を行うこと。

第 7 の 2 削除

第8 生活交通路線を運行するバスに

対する減免

一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者が所有するバスで、生活交通路線を運行するのは条例第72条の規定に該当するものとし、次により減免する。

1 減免の範囲

道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業において道路運送法施行規則第3条の3第1号「路線定期運行」の様態により經營する者（以下「旅客運送業者」という。）が所有する一般乗合用バスで、次の(1)に該当するバス路線（以下第8において「生活交通路線」という。）を運行し、(2)及び(3)によって特定したものであること。

- (1) 新潟県バス運行対策費補助金交付要綱（平成13年11月6日交政第80号）に基づき知事が交付する生活交通路線維持費補助金を受けている生活交通路線であること。
- (2) 減免の対象となる一般乗合用バスの車両数は、次の算式によって得た数とすること。

なお、税務課は、減免を受ける年度の前年度において知事に提出された生活交通路線維持費補助金交付申請書等の記載内容を確認し、イの車両数並びにウ及びエの走行キロ数を地域振興局へ通知することとしているので、地域振興局は、通知を受けた数値と減免申請書の数値を突合すること。

$$\begin{array}{lcl}
 \text{減免対象} & = & \text{当該旅客運送業者の所有する一般乗合用バスのうち、} \\
 \text{バス車両数} & & \text{みなし4条事業及び高速バス等事業に係る路線の運行の用に供されるバス車両を除いた車両数} \\
 & & \text{当該旅客運送業者の生活交通} \\
 & & \text{路線に係る年間走行キロ数} \\
 \times & & \text{当該旅客運送業者が一般乗合} \\
 & & \text{旅客運送事業で運行する全路線の年間走行キロ数からみなし4条事業及び高速バス等事}
 \end{array}$$

ア 「減免対象バス車両数」に1未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

イ 「当該旅客運送業者の所有する一般乗合用バスのうち、みなし4条事業及び高速バス等事業に係る路線の運行の用に供されるバス車両を除いた車両数」とは、減免を受けようとする年度の前年度の生活交通路線維持費補助金交付申請の際に交通政策局交通政策課へ提出した「旅客自動車運送事業輸送実績」に記載されている当該旅客運送業者の所有していた一般乗合用バスの車両数から、みなし4条事業、高速道路を主に通行する路線バスに係る事業及び定期観光バス事業に係る路線の運行の用に供されていたバスの車両数を除いた車両数とすること。

なお、みなし4条事業とは、道路運送法等の一部を改正する法律(平成18年法律第40号)による改正前において道路運送法第21条第2号の乗合旅客の運送に係る事業の許可を国土交通大臣から受けていた者(許可の期限が付されていなかったもの)が、改正後の道路運送法第4条第1項の乗合旅客の運送に係る事業の許可を受けたものとみなされるものに係る事業をいうものであること。

ウ 「当該旅客運送業者の生活交通路線に係る年間走行キロ数」とは、当該旅客運送業者が運行するバス路線のうち、減免を受けようとする年度の前年度において、生活交通路線維持費補助金の対象となった期間における生活交通路線の走行キロ数をいうものであること。

エ 「当該旅客運送業者が一般乗合旅客運送事業で運行する全路線の年間走行キロ数からみなし4条事業及び高速バス等事業に係るものを除いた走行キロ数」とは、減免を受けようとする年度の前年度の生活交通路線維持費補助金の交付対象となった期間において、当該旅客運送事業者が一般乗合旅客運送事業で運行する全路線の年間走行キロ数から、みなし4条事業、高速道路を主に通行するバスに係る事業及び定期観光バス事業に係る路線の走行キロ数を除いた走行キロ数をいうも

のであること。

オ 年間走行キロ数は、次の算式によって算定したものであること。

$$\text{年間走行キロ数} = \frac{\text{系統別免許キロ数} \times \text{当該系統の1日あたり運行回数}}{\text{年間運行日数} \times 2}$$

- (3) 減免の対象となる一般乗合用バスの特定は、バスごとに税の減免を受けようとする年度の4月1日から4月7日までの期間に係る旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第25条の業務記録(以下この節において「業務記録」という。)によって生活交通路線走行キロ数及び全走行キロ数を算定し、次の算式により計算した生活交通路線走行率の高いものから、順次前記(2)の減免対象バス車両数までのバスについて行うものとする。

$$\text{生活交通路線走行率} = \frac{\text{4月1日から4月7日までの生活交通路線走行キロ数}}{\text{4月1日から4月7日までの全走行キロ数}}$$

- (4) 減免を受けることができる者は、旅客運送業者で、かつ、車両法上一般乗合用バスの所有者として登録されている者(自動車の売主が所有者で、買主(使用者)が旅客運送業者の場合を含む。)であること。

2 減免の手続

納期限前7日までに課税地を所管する局長に減免申請書(別記様式2)とともに、次の書類を提出させること。

- (1) 減免を受けようとする年度の前年度において交通政策局交通政策課に提出した生活交通路線維持費補助金交付申請書の写し及び同申請の際に提出した「旅客自動車運送事業輸送実績」の写し
- (2) 前記(1)の補助金の補助金交付申請に基づき交付された補助金交付決定及び額の確

定通知書の写し

- (3) 前記 1、(3)の業務記録の写し

3 減免の措置

減免申請書の提出のあった場合は、その内容を審査し、次により措置するものであること。

- (1) 減免の範囲に該当すると認められたものについては、決定の通知書（別記様式 2 の 2）を申請者に送付すること。
- (2) 減免する額は、当該自動車税の全額とする。
- (3) 減免の対象となった一般乗合用バスが年度途中で廃車され、他の一般乗合用バスが当該減免対象バスの運行していた生活交通路線を運行することとなった場合においても、当該他の一般乗合用バスの当該年度の自動車税は、減免の対象とならないものであること。

第 8 の 2 廃止路線代替バスに対する減免

一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が所有する一般乗合用バス又は一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が所有する一般貸切用バスで、新潟県生活交通確保対策補助金交付要綱（平成 14 年 2 月 25 日交政第 121 号。以下第 8 の 2 において「補助金交付要綱」という。）に基づき知事が交付する生活交通確保対策運行費等補助金（以下第 8 の 2 において「運行費補助金」という。）を受ける見込みのある路線を運行するものは、条例第 72 条の規定に該当するものとし、次により減免する。

1 減免の範囲

道路運送法第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業又は同条第 1 号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者のうち、減免を受けようとする年度の前年度において補助金交付要綱に基づき知事が交付する運行費補助金を受け、かつ、減免を受けようとする年度においても運行費補助金を受ける見込みのある事業者（以下第 8 の

2 において「廃止路線代替バス事業者」という。）が所有しているバスで、次の(1)に該当するバス路線を運行し(2)及び(3)によって特定したものであること。

- (1) 減免を受けようとする年度の前年度の 8 月 31 日までに市町村長が知事に報告した、補助金交付要綱第 3 条に規定される生活交通確保計画（以下「生活交通確保計画」）に位置付けられた路線のうち、運行費補助金を受けて運行する路線（補助金交付要綱第 3 条第 2 項における別記第 1 号様式の別紙「輸送サービスの内容」の表中「欠損負担額」の「県」欄に負担額が記載されているものに限る。以下第 8 の 2 において「補助対象（見込）路線」という。）であること。
- (2) 減免の対象となるバスの車両数は、次の算式によって得た数とすること。

なお、税務課は、減免を受ける年度の前年度において知事に提出された運行費補助金交付申請書等の記載内容を確認し、ウ及びエの走行キロ数を地域振興局へ通知することとしているので、地域振興局は、通知を受けた数値と減免申請書の数値を突合すること。

$$\begin{array}{lcl} \text{減免対象} & & \text{当該廃止路線代替バス} \\ \text{バス車両数} = & \text{事業者の所有するバス} & \\ & \text{車両でみなし 4 条事業} & \\ & \text{及び 21 条事業に係る路} & \\ & \text{線の運行の用に供され} & \\ & \text{ているバスの車両数} & \end{array}$$

$$\begin{array}{lcl} & & \text{補助対象（見込）路線} \\ & & \text{に係る年間走行キロ数} \\ & \times & \\ & & \text{みなし 4 条事業及び 21 条} \\ & & \text{事業に係る路線を運行す} \\ & & \text{るバスの年間走行キロ数} \end{array}$$

ア 「減免対象バス車両数」に 1 未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

イ 「当該廃止路線代替バス事業者の所有するバス車両でみなし4条事業及び21条事業に係る路線の運行の用に供されているバスの車両数」とは、減免を受けようとする年度の4月1日現在において、当該廃止路線代替バス事業者が所有しているバスのうち、4月1日現在にみなし4条事業及び21条事業に係る路線の運行の用に供されているバスの車両数をいうものであるが、具体的な車両数の把握は次によること。

(ア) 申請者が生活交通路線を運行するバスに対する減免申請書を提出している場合

減免を受けようとする年度の前年度の生活交通路線維持費補助金交付申請の際に交通政策局交通政策課へ提出した「旅客自動車運送事業輸送実績」に記載されているみなし4条事業及び21条事業に係る路線の運行の用に供されているバスの車両数とすること。

(イ) 廃止路線代替バスに対する減免申請書のみを提出している場合

4月1日から4月7日までの期間に係る業務記録により、みなし4条事業及び21条事業に係る路線を運行していることが確認できるバスの車両数とすること。(車両数について、業務記録によらない場合は、別途事実を証明する書類を提出させることにより確認を行うこと。)

なお、みなし4条事業とは、第8、1(2)イの道路運送法第4条第1項の乗合旅客の運送に係る事業の許可を受けたとみなされるものに係る事業をいい、21条事業とは、道路運送法第21条第2号の国土交通大臣の許可を受けて行う乗合旅客の運送に係る事業をいうものであること。

ウ 「補助対象(見込)路線に係る年間走行キロ数」とは、減免を受けようとする年度の前年度における運行費補助金の対象期間において、当該廃止路線代替バス

事業者が補助対象(見込)路線を運行した走行キロ数をいうものであり、補助金交付要綱第18条第1号の実績経常費用等計算書「2 補助対象期間における全実車走行キロ」の表中、「補助対象区間に係る分」に記載した走行キロ数であること。

エ 「みなし4条事業及び21条事業に係る路線を運行するバスの年間走行キロ数」とは、減免を受けようとする年度の前年度における運行費補助金の対象期間において、当該廃止路線代替バス事業者がみなし4条事業及び21条事業に係る路線を運行した全走行キロ数をいうものであり、原則として、補助金交付要綱第18条第1号の実績経常費用等計算書「2 補助対象期間における全実車走行キロ」の表中「計」に記載した走行キロ数とするが、これによらない場合は、別途事実を証明する書類を提出させることにより確認を行うこと。

オ 年間走行キロ数は、次の算式によって算定したものであること。

年間走行キロ数＝

$$\begin{array}{l} \text{系統別免} \times \text{当該系統の1日} \times \\ \text{許キロ数} \quad \text{当たり運行回数} \\ \text{年間運} \times 2 \\ \text{行日数} \end{array}$$

(3) 減免の対象となるバスの特定は、バスごとに税の減免を受けようとする年度の4月1日から4月7日までの期間に係る業務記録によって補助対象(見込)路線の走行キロ数及び全走行キロ数を算定し、次の算式により計算した補助対象(見込)路線走行率の高いものから、順次前記(2)の減免対象バス車両数までのバスについて行うものとする。

補助対象(見込)路線の走行率＝

$$\begin{array}{l} \text{4月1日から4月7日までの補助} \\ \text{対象(見込)路線走行キロ数} \\ \hline \text{4月1日から4月7日までの全走} \\ \text{行キロ数} \end{array}$$

- (4) 減免を受けることができる者は、旅客運送業者で、かつ、車両法上バスの所有者として登録されている者（自動車の売主が所有者で、買主（使用者）が旅客運送業者の場合を含む。）であること。

2 減免の手続

納期限前7日までに課税地を所管する局長に減免申請書（別記様式2の3）とともに、次の書類を提出させること。

- (1) 減免を受けようとする年度の前年度において、市町村長に提出した運行費補助金に係る補助金交付申請書の写し及び実績経常費用等計算書の写し
- (2) 前記(1)の補助金交付申請書に基づき交付された補助金交付決定及び確定通知書の写し
- (3) 市町村長が知事に提出した減免を受けようとする年度の生活交通確保計画書一式の写し
- (4) 前記1(2)イ及び前記1(3)に係る業務記録の写し
- (5) 減免を受けようとする年度の前年度の生活交通路線維持費補助金交付申請の際に交通政策局交通政策課へ提出した「旅客自動車運送事業輸送実績」の写し（生活交通路線を運行するバスに対する減免申請書を提出している場合に限る。）

3 減免の措置

減免申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、次により措置するものであること。

- (1) 減免を承認した（又は承認しないこととした）場合には、その旨決定の通知書（別記様式2の4）により通知すること。
- (2) 減免する額は、当該自動車税の全額とする。
- (3) 減免の対象となったバスが年度途中で廃車され、他のバスが当該減免対象バスの運行していた補助対象（見込）路線を運行することとなった場合においても、当該他のバス車両の当該年度の自動車税は、減免の対象とならないものであること。

第9 身体障害者等に対する減免

条例第73条第1項の規定により、身体障害者等のために行う自動車税の減免の取扱いは、次によるものとする。

1 減免の趣旨

身体に障害があるため、歩行することが困難である身体障害者が自ら使用する自動車、身体若しくは精神に障害があるため、歩行することが困難である身体障害者等のために、当該身体障害者等と生計を一にする者(以下この節において「同一生計者」という。)が運転して使用する自動車又は単身若しくは身体障害者等のみで構成される世帯で生活する身体障害者等のために当該身体障害者等を常時介護する者(以下この節において「常時介護者」という。)が運転して使用する自動車、当該身体障害者等の日常生活にとって不可欠の生活手段となっている場合は、当該自動車について自動車税を減免することにより、当

該身体障害者等が健常者と同様に社会生活を営むことができるよう税制上の配慮が加えられたものであること。

2 減免の対象となる者

(1) 身体障害者

減免対象となる身体障害者とは次のア又はイに該当する者をいう。

ア 身体障害者

身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次表に掲げる「障害の区分」に応じてそれぞれ同表の「障害の級別」(身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号)に該当する障害を有する者

なお、身体障害者手帳の障害区分が「体不自由」と表示されているものは、「体幹不自由」と読み替えるものであるが、体不自由4級のものについては、体幹不自由5級となるので申請書を受領する際は注意すること。

障害の区分	障害の級別	運転者が同一生計者又は常時介護者の場合に除かれる障害の級別
視覚障害	1級から4級までの各級	
聴覚障害	2級及び3級	
平衡機能障害	3級	
音声機能、言語機能又はそしやく機能障害	3級(喉頭摘出に係るものに限る。)	
上肢不自由	1級及び2級	
下肢不自由	1級から6級までの各級及び7級が2以上ある場合6級とする	4級から6級までの各級
体幹不自由	1級から3級までの各級及び5級	5級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害		
上肢機能移動機能	1級及び2級 1級から6級までの各級	4級から6級までの各級
心臓機能障害	1級及び3級	
じん臓機能障害	1級及び3級	
呼吸器機能障害	1級及び3級	
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級及び3級	
小腸機能障害	1級及び3級	
免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級	
肝臓機能障害	1級から3級までの各級	

イ 戦傷病者

- (ア) 戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次表に掲げる「障害の区分」に応じてそれぞれ同表の「重度障害の

程度又は障害の程度」(恩給法(大正 12 年法律第 48 号)別表第 1 号表の 2 又は第 1 号表の 3)に該当する障害を有する者

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度	運転者が同一生計者又は常時介護者の場合に除かれる障害の程度
視覚障害	特別項症から第 4 項症までの各項症	
聴覚障害	特別項症から第 4 項症までの各項症	
平衡機能障害	特別項症から第 4 項症までの各項症	
音声機能、言語機能又はそしやく機能障害	特別項症から第 2 項症までの各項症 (喉頭摘出に係るものに限る。)	
上肢不自由	特別項症から第 3 項症までの各項症	
下肢不自由	特別項症から第 6 項症までの各項症及び第 1 款症から第 3 款症までの各款症	第 4 項症から第 6 項症までの各項症及び第 1 款症から第 3 款症までの各款症
体幹不自由	特別項症から第 6 項症までの各項症及び第 1 款症から第 3 款症までの各款症	第 5 項症、第 6 項症及び第 1 款症から第 3 款症までの各款症
心臓機能障害	特別項症から第 3 項症までの各項症	
じん臓機能障害	特別項症から第 3 項症までの各項症	
呼吸器機能障害	特別項症から第 3 項症までの各項症	
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第 3 項症までの各項症	
小腸の機能障害	特別項症から第 3 項症までの各項症	
肝臓の機能障害	特別項症から第 3 項症までの各項症	

- (イ) 戦傷病者手帳を所持する者であっても身体障害者手帳の交付を受けている場合があるので、戦傷病者から申請があった場合は次により処理すること。
- a 戦傷病者手帳により申請する者については、必ず身体障害者手帳の所持の有無を確認し、当該年度の賦課決定による税額につき既減免の有無を確認すること。
- b 戦傷病者手帳及び身体障害者手帳を所持する場合の「障害の区分」

の判定は、申請する者にとっていずれか有利な方で行うこと。

- (ウ) 戦傷病者手帳の交付を受けている者で、軍人、準軍人及び軍属に限り当該手帳の「障害の程度」の「傷病恩給等の種別」欄に「恩給法」と記載されているものについては、次表の上欄に掲げる障害の程度は、それぞれ同表の下欄に掲げる障害の程度に読み替えて判定すること。

種別	障害の程度				
恩給法(昭和 28 年法律第 155 号による改正前の法律)	第 7 項症	第 1 款症	第 2 款症	第 3 款症	第 4 款症
恩給法(昭和 28 年法律第 155 号による改正後の法律)	第 1 款症	第 2 款症	第 3 款症	第 4 款症	第 5 款症

(2) 精神障害者

減免対象となる精神障害者とは次のア又はイに該当する者であること。

ア 療育手帳の交付を受けている者のうち「療育手帳制度の実施について」(昭和 48 年 9 月 27 日児発第 725 号厚生省児童家庭局長通知)第 3、1(1)に定める重度の障害(当該手帳の障害の程度の記載欄に「A」と表示されている。)を有する者

イ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和 25 年政令第 155 号)第 6 条第 3 項に定める 1 級の障害を有する者(精神医療に係る公的医療費助成の受給者証の交付を受けている者に限る。ただし、受給者証の交付を受けていない場合は医師の通院証明書を添付することにより受給者証に代えることができる。)

3 減免の範囲

条例第 73 条第 1 項の規定において、減免の必要があると認めるものとは、次に該当する場合をいうものであること。

(1) 自動車

賦課期日(条例第 69 条第 1 項の規定により現金で徴収されるものにあつては、法第 158 条第 4 項及び条例第 69 条第 1 項の規定により、現金をもって税金を払い込むこととされているとき。また、非課税又は課税免除とされていた自動車に、賦課期日後に納税義務が発生した場合は、納税義務発生の日。(以下第 9 において同じ。))において、次に掲げる各要件を満たしていること。

ア 身体障害者等(身体障害者で年齢 18 歳未満のもの又は精神障害者にあつては同一生計者を含む。)が所有(所有権留保付売買における使用を含む。以下この節において同じ。)するもの。

同一生計者とは、有無相助けて日常生活の資を共通にしている者をいうものであり、必ずしも一つ屋根の下に起居している場合に限るものではないが、たとえば、母屋に老夫婦、離れに若夫婦がそれぞれ独立した収入で生活しているような

場合は、生計を一にしているとはみなされないものであることに留意すること。

なお、同一生計者が所有者で、かつ、身体障害者等が使用者のものについても、これに含めて差し支えないこと。

イ 身体障害者本人が運転するもの又は専ら身体障害者等の通学、通院、通所若しくは生業のために、当該身体障害者等のいわば足代わりとして同一生計者が運転すると認められるもの。

したがって、同一生計者が運転するものにあつては、当該身体障害者等が同乗するものに限られるものであり、この場合、校長、園長又は医師等の証明書の添付があること。

なお、同一生計者が運転するもので「専ら身体障害者等の通学、通院、通所又は生業のために利用する自動車」とは次のものをいうものであること。

(ア) 通学、通院又は通所の場合

身体障害者等の通学、通院又は通所のために、賦課期日以後継続して 6 月以上利用するもので、かつ、当該利用日数が毎週 1 日以上又は毎月 4 日以上のものであること。

なお、当該利用日数の判定にあつては、4(2)アに掲げる証明書により行うものとする。

(イ) 生業の場合

身体障害者等が生業のために専用するもので、通常当該身体障害者等が同乗するものに限られるものであること。

なお、身体障害者等が専用するものであるかどうかは、前記(ア)に準じて判定するものであること。

(ウ) 福祉施設又は学校の寄宿舎への入所(舎)者の帰省の場合

身体障害者等が帰省に利用するもので、施設長又は校長の承諾を得たものをいう。この場合、専ら身体障害者等のために利用するものであるかどうかは、前記(ア)に準じて判定すること。

ウ 単身又は身体障害者等のみで構成される世帯で生活する身体障害者等が所有するもので、専ら身体障害者等の通学、通院、通所又は生業のために、当該身体障

害者等のいわば足代わりとして当該身体障害者等の常時介護者が運転すると認められるもの。

したがって、常時介護者が運転するものにあっては、当該身体障害者等が同乗するものに限られるものであり、この場合、校長、園長又は医師等の証明書の添付があること。

なお、常時介護者が運転するもので「専ら身体障害者等の通学、通院、通所又は生業のために利用する自動車」とは賦課期日以後継続して1年以上利用するもので、かつ、当該利用日数が毎週3日以上のものであることとし、当該利用日数の判定にあたっては、4(2)イに掲げる証明書により行うものとする。

エ 自動車検査証に「事業用」と記載されている自動車以外のもの

オ 1人の身体障害者等については、自動車又は軽自動車(以下この節において「自動車等」という。)のいずれか1台に限ること。(1人1台の原則)

この場合の「1台に限る」とは、身体障害者等が現実に所有している自動車等のうち1台に限るということであり、年度途中で既に減免を受けている自動車等(以下この節において「既減免車」という。)に替えて、新たに取得した自動車(以下この節において「代替車」という。)について取得した年度に減免を受けようとするときは、次の取扱いによること。

(ア) 既減免車が自動車の場合

既減免車と代替車の減免される月数の合計が12か月を超えないこと。

したがって、年度途中で既減免車に替えて、代替車について減免を受けようとするときは、既減免車について、抹消登録が完了していなければならないこと。

(イ) 既減免車が軽自動車の場合

既減免車に替えて、代替車について減免を受けようとするときは、既減免車について、記載事項等の変更(自動車等の売買があった場合に、売主が所

有権を留保しているときにおいて、買主の変更があった場合に限る。)又は抹消届出が完了していなければならないこと。

ただし、減免を受けようとするときまでに、既減免車の抹消登録、記載事項等の変更又は抹消届出(以下、「抹消登録等」という。)ができないやむを得ない理由があると認められ、かつ、一定の要件を満たす場合においては、「1人1台の原則」を満たしているものとして取り扱って差し支えないこと。

a 「やむを得ない理由」

「やむを得ない理由」は以下の(a)又は(b)のいずれかを満たす場合等をいう。

(a) 代替車について手動運転装置の取付等により、新規登録(検査)、移転登録(記載事項等の変更)又は変更登録(記載事項等の変更を含み、自動車等の売買があった場合において、売主が所有権を留保しているときにおいて、買主の変更があった場合に限る。)(以下、この節において「新規・移転登録」という。)から納車までに期間を要する場合

(b) 個人間の取引や遠隔地からの購入などにより、代替車の新規・移転登録以前に、既減免車の移転・抹消登録等が困難であると認められる場合

b 「一定の要件」

「一定の要件」とは、以下の(a)及び(b)のいずれも満たす場合をいう。

(a) 代替車を取得した日から1ヶ月以内に既減免車の移転・抹消登録がされること

(b) 代替車の実際の納車日が既減免車の実際の引渡日以降であること
この取扱いは、代替車に対する減免要件の特例を定めたものであることから、

3月に代替車を取得し、4月に既減免車の移転・抹消登録を行い、代替車の減免が承認された場合の既減免車の自動車税については、移転登録した場合は年額、抹消登録した場合は4月1か月分が随時課税されるものであること。

なお、身体障害者が自動車の運転練習用として、運転のために必要な構造変更をして取得し、当該取得の日から6か月以内に運転免許を取得する場合（以下第9において「持込み車」という。）における減免の可否の判定については、当該期間延長されるものであること。

(2) 通所に係る施設の範囲

次に掲げる施設のうち、通所に係るものに限るものとする。

(法律に基づく施設)

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に定める身体障害者社会参加支援施設

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、障害児通所支援事業所（児童発達支援、放課後等デイサービスを行う施設。）

ウ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める老人福祉施設（通所介護、短期入所生活介護、認知症対応型通所介護を行う施設。）、小規模多機能型居宅介護を行うサービスの拠点

エ 介護保険法（平成9年法律第123号）に定める介護医療院及び介護老人保健施設（通所リハビリテーション、短期入所療養介護を行う施設。）

オ 障害者総合支援法に定める次の事業を行う施設

(ア) 障害者総合支援法第5条に定める療養介護を行う施設、生活介護を行う施設、障害者支援施設、自立訓練を行う施設、就労移行支援を行う施設、就労継続支援を行う施設

(イ) 障害者総合支援法第77条第5項、第78条第3項に定める福祉ホーム事業を行う施設

- (ウ) 障害者総合支援法第 77 条第 1 項第 9 号に定める地域活動支援センター事業を行う施設

(通知に基づく施設)

カ 盲人ホームの運営について(昭和 37 年 2 月 27 日社発第 109 号厚生省社会局長通知)により設置された施設

キ ヘき地保育所設置要綱(昭和 36 年 4 月 3 日厚生省発児第 76 号厚生事務次官通知)により設置された施設

ク 通所に準ずる施設として別に通知する施設

- (3) 賦課期日において身体障害者等が入院していないこと。

ただし、賦課期日に入院している者であっても、減免申請日に退院している者については、普通徴収に係る自動車税に限り、「賦課期日において身体障害者等が入院していないこと」の要件を満たしているものとして取り扱って差し支えないこと。

なお、この場合、「専ら身体障害者等の通学、通院、通所又は生業のために利用する自動車」であることを証明する 4 (2)に掲げる提出書類上、利用期間の始期が賦課期日となっていないものでも、減免申請日までの日付が始期となっているものは、その内容により「専ら身体障害者等の通学、通院、通所又は生業のために利用する自動車」の判定を行って差し支えないこと。

4 減免の手続

- (1) 申請期限

減免を受けようとする者に対しては、次のア又はイに掲げるときまでに、減免申請書(アに掲げる普通徴収の場合にあっては規則第 50 号様式、イに掲げる証紙徴収の場合にあっては規則第 50 号様式の 2)を提出させること。

減免申請書の提出に当たり、(2)及び(3)に定める書類を提出又は提示して行わせること。

ア 普通徴収に係るもの

納期限までに課税地を所管する局長に提出する。

イ 条例第 69 条第 1 項の規定により現金で徴収されるもの

法第 158 条第 4 項及び条例第 69 条第 1 項の規定により、現金をもって払い込むべきときに税務課に提出する。

- (2) 提出書類

2 (2)イの者のうち通院の証明が必要な者については、次のア～ウの他に医師の通院証明書。

ア 身体障害者等の利用に供するために同一生計者が運転する場合(以下この節において「家族運転」という。)における、自動車の所有者と運転者が同一生計者であることを証する書類(別記様式 3)は次によること。

なお、証明機関において申請者が証明書を請求する際は、その利用目的に応じてウの通学、通院、通所又は生業の証明書を提示するものであること。

(ア) 身体障害者又は精神障害者の場合
市町村長、地域振興局健康福祉(環境)部長又は保健所長の証明書

(イ) 戦傷病者の場合
福祉保健部福祉保健課長の証明書

イ 常時介護者が運転する場合(以下この節において「介護者運転」という。)における、運転者が自動車の所有者を常時介護する者であることを証する書類は次によること。

なお、証明機関において申請者が証明書を請求する際は、通常の使用状況(予定)を 1 週間単位で記載した運行計画書及び申請に係る自動車を当該身体障害者等のために常時介護者が運転することを誓約した誓約書を提出し、その利用目的に応じたウの通学、通院、通所又は生業の証明書を提示するものであること。

(ア) 身体障害者又は精神障害者の場合
市町村長又は地域振興局健康福祉(環境)部長若しくは保健所長の証明書

(イ) 戦傷病者の場合
福祉保健部福祉保健課長の証明書

ウ 当該自動車が専ら当該身体障害者等の通学、通院、通所又は生業のために供されることを証する書類は、次によること。

(7) 通学、通院又は通所の用に供する場合

医師の通院証明書、校長若しくは園長の通学証明書又は施設長の証明書（前記 2 (2) イに該当する者に係る通院証明書は、地域振興局健康福祉（環境）部長又は保健所長の発行する同一生計証明書又は常時介護証明書をもって添付を省略できるものであること。）

なお、障害者総合支援法に係る通所施設の証明書は、次の事項が確認できるものであること。

- ① 減免申請者が減免対象となる事業に係るサービスの提供を受けるために通所していること。
- ② 当該通所施設が当該減免対象となる事業を行っていること。

(イ) 生業の用に供する場合

市町村長の生業証明書、雇主等の通勤証明書等

(3) 提示書類

ア 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（以下この節において「身体障害者手帳等」という。）

イ 2 (2) イに該当する場合は、精神医療に係る公的医療費助成の受給者証

ウ 運転免許証（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 92 条第 1 項に規定する運転免許証又は同法第 95 条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カード（当該カードに記録されている特定免許情報を含む。）（以下この節において「免許証」という。））

エ 自動車検査証

オ 既減免車を移転・抹消登録したことを証する書類（既減免車がある場合に限る。）

ただし、申請時に原本を提示することができない場合には、写しの提出に代え

ることができるものであること。

(4) 申請手続の特例

ア 遠隔地その他特別な事情により、(1) から(3)に規定する提出等が速やかに行えないと認められるものにあつては、通常提出等をすべき日から 3 か月以内に提出等が行われたものについても減免を認めるものであること。

なお、条例第 69 条第 1 項の規定により現金で徴収されるものについては、やむを得ない事情により提出等が遅れた事実を証する書類の添付を要するものであること。

イ 持込み車については、次に定める日までに後発的に充足された減免要件を証する書類の提出等が行われたものについても減免を認めるものであること。

この場合、減免申請書は通常の提出期限までに提出することを要するものであること。

(7) 普通徴収の場合

当該自動車に係る下記の表に掲げる区分に応じた日から 6 か月を超える日の前日が、当該年度の納期限前か否かによる。

区分	日
新規登録	新規登録の日
移転登録	当該移転登録を受けるべき事由があった日から 15 日を経過する日（その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の日）
変更記録	当該変更記録を受けるべき事由があった日から 15 日を経過する日（その日前に当該変更記録を受けたときは、当該変更記録の日）
上記以外	当該自動車の取得の日から 15 日を経過する日

- a 納期限前である場合
当該年度の納期限
- b 納期限後である場合
6 か月を経過する日の前日
- (イ) 条例第 69 条第 1 項の規定により現金で徴収されるものの場合
通常提出等をすべき日から 6 か月を経過する日の前日
- ウ 条例第 69 条第 1 項の規定による現金での徴収（登録）時の申請に係るもので、申請時に免許証を提示することができない場合は、事前に最寄りの地域振興局に免許証を提示し、確認を受けたときは、申請時における免許証の提示に代えることができるものであること。
なお、地域振興局は申請者から免許証が提示された場合は、その種類に応じて、直ちに次に掲げるものを税務課あて送付すること。
- (ア) 運転免許証
原本確認後の写し
- (イ) 免許情報記録個人番号カード
特定免許情報の内容を出力したもの
- エ 3 (1)オただし書きの適用を受ける場合、申請者は減免申請書を提出するとともに 4 (2) 及び(3)に定める書類を提出又は提示させるほか、以下に定める手続きを行わせること。
- (ア) 代替車の新規・移転登録時における手続
 - a 自動車税の納税
 - b 「申立書（減免申請時用）」（別紙様式 29）の提出
- (イ) 既減免車の抹消登録後の手続
代替車の新規・移転登録日から 1 ヶ月以内に以下の手続きを行うこと
 - a 「申立書（抹消登録確認時用）」（別紙様式 30）の提出
 - b 既減免車の抹消登録が確認できる書類の提示又は写しの提出
 - c 「既減免車の引渡日・代替車の納車日に係る確認書」（別記様式 31）の提出

上記(ア)及び(イ)の手続を満たさない場合は、減免は不承認となること。

5 減免の措置

減免申請書の提出があった場合はその内容を審査し、次により措置するものであること。

(1) 身体障害者手帳等への記載

減免の範囲に該当すると認められるものについては、身体障害者手帳等の備考欄(療育手帳、精神障害者保健福祉手帳については予備欄等)に次の様式の印を表示し、必要事項を記載のうえ、当該手帳等は返還すること。

また、身体障害者手帳等のうち2種類以上を所持するものについては、そのすべてに表示等を行うこと。

なお、3(1)オただし書きの適用を受ける場合は、4(4)エの手続が完了した時に、身体障害者手帳等への表示等を行うこと。

表示印

減 免 受 理		移転・抹消の状況	
登録番号	受理日	年月日	確認
	・ ・	・ ・	
	・ ・	・ ・	

(2) 戦傷病者手帳のみ所持する者の取扱い

戦傷病者手帳のみ所持する者から申請書の提出があった場合は、次によること。

ア 申請書の欄外に(戦)の表示をし、当該申請書の写しを税務課長に送付すること。

イ 税務課長は(戦)の表示のある申請書の写しに身体障害者手帳の所持の有無を表示して局長に返送するものとする。

この場合、身体障害者手帳の所持の表示があったものについては、改めて、戦傷病者手帳及び身体障害者手帳の提示を求め(1)に準じ処理すること。

(3) 減免の可否について判定しがたいものの等の処理

ア 身体障害者手帳に記載された内容では、個別の障害名及び等級が判別できず、直ちに減免の可否を判断できない場合は、次により処理すること。

(ア) 減免申請書を受理するとともに、個別等級の確認手続きについて説明を行い、併せて、個別等級が判明した後、

減免の可否を決定する旨を申請者に説明すること。

なお、個別等級の確認手続きは、次の方法により行う。

a 本県が交付した身体障害者手帳を所持している場合

個別等級照会票(別記様式14。以下「照会票」という。)を福祉保健部障害福祉課長あて提出させること。

なお、地域振興局に照会票が提出されたときは、收受日付印を押し、直ちに福祉保健部障害福祉課自立支援係に回付すること。

b 他の都道府県が交付した身体障害者手帳を所持している場合

個別等級確認依頼書(別記様式15。以下「確認依頼書」という。)を提出させること。

なお、個別等級の確認は税務課において行うので、確認依頼書が提出されたときは、收受日付印を押し、直ちに業務第2係に回付すること。

c 個別等級確認後の連絡

個別等級確認後、税務課から照会票の写し又は確認依頼書の写しとともに個別等級確認シール(下記様式)が送付されるので減免承認(不承認)通知書とともに申請者に送付すること。

個別等級確認結果

手帳番号

障害名・等級

年 月 日 確認 新潟県税務課

(イ) 上記(ア)及び下記イに該当する場合は、照会内容の確認に時間を要するときもあるので、納期限までに納税する

よう指導し、後日減免が承認された場合は還付する旨の説明を行うこと。

イ 同一生計者が所有し、若しくは運転するもの又は身体障害者等が所有し、常時介護者が運転するものに係る申請書で、当該申請書に添付された証明書の内容に疑問があるものについては、市町村長、地域振興局健康福祉（環境）部長、福祉保健部福祉保健課長又は保健所長に再調査を依頼すること。

この場合の申請書は、証明書に係る再調査が終わるまでこれを依頼した局が保管すること。

ウ 減免の範囲に該当しないことが明らかな申請書については、その理由を説明して提出者に返すこと。

(4) 減免申請の特例

ア 減免申請について承認した者に係る翌年度以降の申請は、下記により取り扱うものであること。

(7) 本人運転の場合

a 業務第2係は、減免承認後3年を経過するたびに、その使用状況を確認するために本人に対し、次により文書を送付すること。

(a) 減免自動車の使用状況等についての回答書（別記様式20）（以下第9において「使用状況回答書」という。）の提出をしようとする文書

(b) 6月上旬までに課税地を所管する局長名で発付し、6月末を提出期限とする。

b 局長は、提出された使用状況回答書によって減免要件が継続していることが確認された者については、当該使用状況回答書の提出をもって減免申請書の提出があったものとして減免措置を講ずること。この場合、減免承認通知については、省略して差し支えないこと。

c aによる使用状況回答書の照会対象者以外の者については、減免要件が継続しているものとみなし、減免申請書を提出させることなく減免措置を講ずること。この場合、減免承認

通知については、省略して差し支えないこと。ただし、申し出等により減免自動車の使用中止、身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の返納、免許証の取消し等によって減免要件が継続していないことが判明した場合は、下記イにより処理すること。

d 使用状況回答書において、賦課期日に入院していることが確認された身体障害者等は、減免要件が継続していないものであること。

ただし、当該賦課期日が属する年度の定期課税に係る納期限（6月1日又は6月2日が納期限であった場合は当該日。以下同じ。）において退院している者は、「賦課期日において身体障害者等が入院していないこと」の要件を満たしているものとして取り扱って差し支えないこと。

(イ) 家族運転及び介護者運転の場合

a 課税地を所管する局長は6月上旬に減免要件継続申出書（別記様式12）（以下第9において「申出書」という。）の提出をしようとする文書及び申出書を送付し、6月末までに提出させること。

b 局長は、提出された申出書によって減免要件が継続していることが確認された者に限り、当該申出書の提出をもって減免申請書の提出があったものとして減免措置を講ずること。この場合、減免承認通知については省略して差し支えないこと。

c 申出書において、賦課期日に入院していることが確認された身体障害者等は、減免要件が継続していないものであること。

ただし、当該賦課期日が属する年度の定期課税に係る納期限において退院している者は、「賦課期日において身体障害者等が入院していないこと」の要件を満たしているものとして取り扱って差し支え

ないこと。

なお、この場合、「専ら身体障害者等の通学、通院、通所又は生業のために利用する自動車」であることの判定については、当該年度の定期課税に係る納期限現在の状況により行って差し支えないこと。

イ 上記アに掲げる使用状況回答書又は申出書を期限までに提出しない者及び減免要件が継続していないことが判明した者については、以下(ア)から(ウ)のとおり随時課税を行うこと。この場合、現年度分に関し、当該課税に係る納期限までに減免申請があるものについては、上記4によって処理することに留意すること。

(ア) 使用状況回答書未提出者

当年度を含む3年度分

(イ) 申出書未提出者

当年度分

(ウ) 減免要件未継続者

減免要件を満たさなくなった日の属する年度の翌年度以降分(ただし、賦課決定が可能な期間に限る。)

また、当該減免申請において、賦課期日に入院していた者であっても、申請日に退院しているものについては、3(3)によること。

なお、回答書等を期限までに提出せず随時課税された者から、当該随時課税に係る納税通知書の発付日前日までに回答書等の提出があった場合は、ア(ア) b 及びア(イ) b により処理を行って差し支えないこと。

ウ 身体障害者本人が所有し、身体障害者本人が運転するもの又は身体障害者等本人が所有し、当該身体障害者等の同一生計者若しくは常時介護者が運転するもので、身体障害者等の死亡の事実があり、自動車の移転登録がなされないときは、次により処理すること。

地域振興局長は、身体障害者等の死亡の事実が確認された場合、当該身体障害者等と生前に生計を一にしていた相続人に別記様式5の文書を同封の上別記様式6及び別記様式7を送付し、相続人の届

出又は自動車税の賦課の申出をしようとし、この届(申)出の有無によって次の措置を講ずること。

(ア) 届(申)出があった場合

届(申)出に係る相続人又は相続人代表者に対して、身体障害者等の死亡した日の属する年度の翌年度分から随時に課税すること。

(イ) 届(申)出がない場合

死亡した身体障害者等の相続人に調査の上、身体障害者等の死亡した日の属する年度の翌年度分から随時に課税すること。

エ 賦課期日現在、自動車検査証の有効期間が満了している減免自動車は、身体障害者等のために使用すると認められないことから定期課税を行うこと。この場合、地域振興局長は当該定期課税に係る納税通知書の発付日前日までに、納税義務者に対し自動車税の減免を継続しない旨の文書(別記様式20の2)により通知すること。

なお、継続検査(車検)を行い、当該定期課税に係る納期限までに減免申請があるものについては、上記4によって処理すること。

ただし、当該定期課税に係る納税通知書の発付日前日までに既に継続検査(車検)が行われたことが確認できた場合は、回答書等の提出をしようとし、納税通知書の発付日前日までに回答書等の提出があったものについては、ア(ア) b 及びア(イ) b により処理を行って差し支えないこと。

(5) 既減免車の代替車取得時における申請の特例

既に減免を受けている者が既減免車に替えて代替車を取得した場合において、自動車税が発生しないときは、税務課へ「自動車税みなし減免継続申出書」(別記様式13)を提出させることができること。この場合、翌年度4月1日において、当該代替車が移転・抹消登録することなく減免の要件を充足して

いるときは減免されたものとみなすこと。
この場合における事務処理は次によること。

なお、自動車税みなし減免継続申出書の提出にあつては、3(1)オただし書きの適用はないこと。

ア 申請者は、税務課へ「自動車税みなし減免継続申出書」（別記様式 13）を提出する。

イ 税務課は電算に賦課区分コードを入力後、所管地域振興局へ送付する。

ウ 所管地域振興局は、同申出書を保管し、翌年度の定期課税に備えること。

(6) 減免承認（不承認）通知書の送付

減免の可否を決定した場合は、申請者に対し、次により通知書を送付すること。

ア 普通徴収分

地域振興局長は、自動車税減免承認（不承認）通知書（様式通達第 49 号様式）を送付すること。

イ 条例第 69 条第 1 項の規定により現金で徴収されたものに係る分

税務課は、普通徴収における課税地を所管する地域振興局を経由して、自動車税減免承認（不承認）通知書（様式通達第 49 号様式）を送付すること。

(7) 減免する額

ア 条例第 73 条第 1 項により減免することができる額は、次の(ア)又は(イ)のいずれか小さい額とすること。（下記イに掲げる場合を除く。）

(ア) 自動車税の全額

(イ) 減免申請に係る自動車を総排気量が 2 リットルを超え、2.5 リットル以下の自家用の乗用車とみなした場合に課すべき自動車税の額

イ 上記アの規定に関わらず、次の場合は、それぞれに掲げる取扱いとする。

(ア) 普通徴収に係るもので、年度途中で減免の範囲に該当することとなった場合は、当該年度分については減免しないこと。

(イ) 普通徴収に係るもので、既に減免を受けていた者が、年度途中で減免の範囲に該当しなくなった場合は、当該年度分

の上記アの額を減免すること。

(ウ) 自動車が申請者と他の者の共有であるときは、当該自動車の取得価額のうち申請者の負担部分に対応する税額を減免する。

したがって、申請者以外の共有者の負担部分に対応する税額は、当該共有者に課税すること。

ウ 上記アに規定する減免額について、以下の場合は令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

(ア) 令和 2 年 3 月 31 日までに減免を受けている自動車の場合

(イ) 上記(5)に規定する「自動車税みなし減免継続申出書」（別記様式 13）が令和 2 年 3 月 31 日までに提出された場合

(ウ) 身体障害者が 18 歳未満で同一生計者の所有する自動車で減免を受けていた場合において、同日までの間に、身体障害者が 18 歳となり、かつ身体障害者が当該自動車の新たな所有者となり、「減免申請書」（規則第 50 号様式）が同日までに提出された場合

第 10 身体障害者等の利用に供する 自動車に対する減免

条例第 74 条第 1 項の規定による減免の取扱いは、次によるものとする。

1 減免の趣旨

構造上専ら身体障害者等の利用に供される自動車について、自動車税を減免することにより、身体障害者等が身体の障害又は精神障害を克服し、健全な者とともに社会生活を営むことができるよう、税制上の配慮が加えられたものであること。

2 減免対象となる自動車

構造上専ら身体障害者等の利用に供するものと認められる自動車とは、身体障害者等の利用に専ら供するため、車いすの昇降装置、車いすの固定装置、浴そう又はその他身体障害者等のための特別な装置を装着する等の特別な仕様により製造された自動車又は一般の自動車に同種の構造変更が加えられたものであること。（特種用途自動車（8 ナンバー）に限る。）

なお、減免を受けようとする自動車の自動車検査証の車体の形状欄に「車いす移動車」若しくは「身体障害者輸送車」（いずれも車いすの昇降装置及び車いすの固定装置が装着されているものに限る。以下第 10 において同じ。）又は「入浴車」若しくは「入浴・寝具乾燥車」（浴そうが装着されているものに限る。以下第 10 において同じ。）と記載されているものについては、構造上専ら身体障害者等の利用に供すると認めて差し支えないものであること。

3 減免の範囲

条例第 74 条第 1 項の規定において、「必要があると認めるもの」は、実際に身体障害者等の利用に供するものをいうものであり、次のいずれかに該当するものをいう。

なお、自動車検査証の車体の形状欄に「車いす移動車」又は「身体障害者輸送車」と記載されているものについては、実際に車いすを使用している者（以下第 10 において「車い

す使用者」という。）の利用に供するものと認められる場合にあっては、当該車いす使用者が身体障害者手帳等を所持しているか否かにかかわらず、実際に身体障害者等の利用に供するものとして差し支えないものであること。

(1) 特定の身体障害者等の利用に供する自動車にあっては、実際に当該特定の身体障害者等の利用に供することが車いすを使用することを証する書類等により認められるもの。

ただし、当該特定の身体障害者等が条例第 73 条及び第 74 条の規定により他の自動車等の減免を受けている場合は、減免は認められない。（1 人 1 台の原則）

したがって、年度の途中で既減免車に替えて、代替車について減免を受けようとするときは、既減免車の移転・抹消登録が完了していなければならないこと。

ただし、やむを得ない理由により、減免を受けようとするときまでに既減免車の移転・抹消登録ができない場合において、減免申請を行う場合は、第 9、3 オの例による。

なお、この取扱いは、代替車に対する減免要件の特例を定めたものであることから、3月に代替車を取得し、4月に既減免車の移転・抹消登録を行い、代替車の減免が承認された場合の既減免車の自動車税については、移転登録した場合は年額、抹消登録した場合は4月1か月分が随時課税されるものであること。

- (2) 不特定の身体障害者等の利用に供する自動車にあっては、次のいずれかに該当していること。

ア 自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に記載されている者（「使用者の氏名又は名称」欄が記載されていない場合は、「所有者の氏名又は名称」に記載されている者。以下第10において「自動車使用者」という。）の事業内容から身体障害者等の利用に供することが認められるもの

事業内容の例：介護（福祉）タクシー事業、介護事業、医療事業又は社会福祉事業

イ アに該当しないが、身体障害者等が当該自動車を利用している事実を証する書類（例えば、ボランティア活動に使用する自動車にあっては、ボランティアの活動記録及びボランティア団体の会員名簿など）などによって、実際に身体障害者等の利用が確認できるもの

4 減免の手続

(1) 申請期限

ア 減免を受けようとする者に対しては、次の(ア)又は(イ)に掲げるときまでに、減免申請書(ア)に掲げる普通徴収の場合にあっては県税規則第50号様式の3、(イ)イに掲げる条例第69条第1項の規定により現金で徴収されるものの場合にあっては県税規則第50号様式の3の2)及びその内容を証する書類を提出させること。

(ア) 普通徴収に係るもの

納期限前7日までに、課税地を所管する地域振興局長に提出又は提示させること。

- (イ) 条例第69条第1項の規定により現金で徴収されるもの

法第158条第4項及び条例第69条第1項の規定により、現金をもって税金を払い込むこととされているときに、税務課に提出又は掲示させること。

イ 特例

特別な事情がある場合は、第9、4(4)アに準じて取り扱うものであること。

(2) 提出書類等

(1)の「その内容を証する書類」は、次に掲げるものとするが、必要に応じて申請のあった自動車の確認をすること。

ア 改造自動車検討書（運輸支局の検討済印が押印されているもの。ただし、改造自動車検討書を要しない場合は、改造内容を説明する書類）の写し又は構造変更部分を確認できる写真若しくは図面の写し

イ 車いすを使用することを証する書類（前記3(1)に該当する申請に限る。）
で次のいずれかのもの

(ア) 車いす使用証明書（別記様式23。医師が証明したもの。）

(イ) 補装具費支給決定通知書の写し

(ウ) その他（居宅サービス計画書(1)及びサービス利用票の写し等）

ウ 自動車使用者の事業内容が確認できる書類（前記3(2)アに該当する申請に限る。）

例：法人の登記事項証明書又は定款等の写し、会社の業務案内資料など

エ その他事実を証するもの

(3) 提示書類

次に掲げるものとするが、申請時に原本を提示することができない場合には、写しにより確認すること。

ア 身体障害者手帳等（前記 3（1）に該当する申請に限る。）

なお、減免の範囲に該当するものと認められるものについては 5（4）により減免受理の記載をすること。

イ 自動車検査証

ウ 既減免車を移転・抹消したことを証する書類（既減免車がある場合に限る。）

(4) 申請手続の特例

3（1）ただし書きの適用を受ける場合、申請者は減免申請書とともに 3（2）、（3）に定めるもののほか、第 9、4（4）エに定める手続の例によるものであること。上記手続を満たさない場合は、減免は不承認となること。

5 減免の措置

(1) 申請内容の審査

減免申請書の提出があった場合は、次の確認を行った上、減免の可否を決定すること。

ア 減免申請書と自動車検査証の内容を突き合し、確認すること。

イ 4（2）の提出書類の有無を確認すること。

(2) 減免する額

減免する額は当該自動車税額全額とする。

ただし、次の場合はそれぞれに掲げる税額とする。

ア 普通徴収に係るもので、当該年度の途中で減免要件を満たすこととなった場合当該年度分については減免しない。

イ 既に減免を受けていた者が、当該年度の途中で減免要件を満たさなくなった場合

当該年度分の全額を減免する。

(3) 減免承認（不承認）通知書の送付

減免の可否を決定した場合は、申請者に

対し、次により通知書を送付すること。

ア 普通徴収分

地域振興局長は、自動車税減免承認（不承認）通知書（様式通達第 49 号様式の 2）を送付すること。

イ 条例第 69 条第 1 項の規定により現金で徴収されるものに係る分

税務課は、普通徴収における課税地を所管する地域振興局を経由して、自動車税減免承認（不承認）通知書（様式通達第 49 号様式の 2）を送付すること。

(4) 身体障害者手帳等への記載

減免の範囲に該当すると認められるものについては、第 9、5（1）及び（2）に準じ処理すること。

(5) 減免申請の特例

減免の承認を受けた者に係る翌年度以降の申請は、次により取り扱うこと。

ア 3（1）及び 3（2）イに該当する場合

(ア) 局長は、毎年 6 月上旬に使用状況申出書（別記様式 24。以下第 10 において「申出書」という。）及び提出をしようとする文書（別記様式 25）を納税義務者に送付し、6 月末までに申出書の提出を受けること。

(イ) 局長は、提出された申出書を審査し、減免要件を満たしていると認められるものに限り、当該申出書の提出をもって減免申請書の提出があったものとして減免措置を講ずること。この場合、減免承認通知については省略して差し支えないこと。

(ウ) (ア)に掲げる期限までに申出書の提出がない者及び提出された申出書により減免要件を満たしていないことが判明した者については、随時課税を行うこと。

随時課税を行う際は納税義務者（納税義務者と自動車の使用者が異なる場

合は、納税義務者と自動車の使用者の双方)に自動車税の減免を継続しない旨の文書(減免要件を満たさないもの(別記様式 26 の 1)、使用状況申出書の提出がないもの(別記様式 26 の 2))により通知すること。

また、この場合、当該随時課税に係る納期限までに減免申請書の提出があるものについては、4 (1)によって処理することに留意すること。

なお、申立書を期限までに提出せず随時課税された者から、当該随時課税に係る納税通知書の発付日前日までに申出書の提出があった場合は、その内容により減免要件の継続認定を行って差し支えないこと。

- (エ) 納税義務者の死亡の事実を確認したときは、第 9、5 (4)イの「本人が所有し、運転するもので身体障害者等の死亡の事実があったとき」の処理を準用すること。

イ 3 (2)アに該当する場合

減免要件が継続しているものとみなし、減免申請書を提出させることなく減免を承認する措置を講ずること。

この場合、減免承認通知については、省略して差し支えないこと。

第 11 商品中古自動車の減免

条例第 74 条の 2 の規定による減免の取扱いは、次によるものとする。

1 減免の趣旨

中古自動車販売業者の所有する自動車のうち、商品として所有するもので条例第 74 条の 2 の規定に該当する自動車については、当該自動車が商品である期間運行の用に供されていないなど、その所有の形態等が特殊であることにかんがみ、自動車税を減免する。

2 減免の範囲

(1) 減免対象自動車

条例第 74 条の 2 の規定により減免対象となる自動車(以下「減免対象自動車」とい

う。)は賦課期日(4月1日午前零時)現在において次の要件を満たすものをいう。

したがって、4月1日において、車両法第 12 条及び第 13 条の規定による登録並びに同法第 67 条の規定による記載事項の変更(使用者の変更)が行われた自動車については、当該登録又は記載事項の変更が行われた年度においては、減免の対象にはならない。

ア 商品として所有し、かつ、展示している自動車(修理等のため展示できないものは、この限りでない。)

なお、新規登録車は、ここにいう商品としては、取り扱わないものであること。

イ 車両法第 4 条の規定による登録を受け、自動車検査証に記載された所有者及び使用者名が当該中古自動車販売業者の名義と同一であるもの。

(2) 中古自動車販売業者

減免申請を行うことができる中古自動車販売業者とは、次の要件を満たすものをいう。

ア 古物営業法(昭和 24 年法律第 108 号)第 3 条の規定による許可を受け、同法施行規則(平成 7 年国家公安委員会規則第 10 号)第 2 条第 4 号の自動車を取り扱う者。

イ 納付すべき自動車税に係る徴収金(法第 11 条の 10 第 1 項の規定による自動車税を含む。)を滞納していないこと。

ウ 減免を受けようとする年度の定期に課された自動車税を納期限までに納付していること。

なお、定期に課された自動車税の納期限とは、条例第 68 条第 1 項及び第 2 項に規定する納期の末日をいう。

エ 地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法第 22 条の 28 第 1 項の規定により通告処分を受けた場合にあっては、賦課期日において、

それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過していること。

オ 地方税の滞納処分を受けた場合にあっては、賦課期日において、当該滞納処分の日から2年を経過していること。

滞納処分とは、納税者が税を任意に完納しない場合に租税債権の強制的実現を図る手段であり、差押え、交付要求（参加差押えを含む。）、換価、配当等（以下この節において「差押え等」という。）を総称するという。この場合の「滞納処分の日」とは、差押え等がなされている日のうち最も遅い日であるので、差押えが解除された日又は配当が終了した日等になることに留意すること。

3 減免する額

減免対象自動車に係る自動車税の年額の12分の3に相当する額を減免する。

この場合、抹消等により月割で課税される場合であっても、年額の12分の3を減免する。

したがって、当該減免対象自動車が4月1日から6月30日の間に抹消又は法第157条第4項ただし書により月割で還付が発生する場合には、納付すべき税額はなくなるものであること。

4 減免の申請手続

- (1) 減免を受けようとする者は、減免申請書（県税規則第50号様式の4）に次の書類を添付しなければならない。

ア 商品中古自動車証明書

商品中古自動車証明書は、一般財団法人日本自動車査定協会（昭和41年6月1日に財団法人日本自動車査定協会という名称で設立された法人、以下「査定協会」という。）が定めた商品中古自動車確認証明業務実施要領（次の5(1)において「実施要領」という。）に基づいて発行されたものであること。

イ 古物商許可証の写し

ウ 賦課期日後、申請を行う時まで減免を受けようとする自動車を売却等により

商品として所有しないこととなった場合は、当該事実を証する書類

「売却等により商品として所有しないこととなった場合」とは、その原因を問わず、商品として所有しないこととなったすべての場合をいうものである。

なお、税務総合オンラインシステムにより、他者への移転登録等、当該自動車を商品として所有しないこととなった事実が確認できる場合は、システム画面の写しを当該書類に代えて差し支えないこと。

- (2) 減免申請書の提出期限

納税通知書に定める納期限前7日

5 減免の措置

減免申請書を受理した場合は、次により審査を行い減免措置を講ずるものであること。

- (1) 査定協会は、実施要領に基づき、商品中古自動車証明書の交付申請があった販売業者について販売店登録名簿を作成し、速やかにその写しを業務第2係に提出することになっているので、業務第2係は受領後所管する局長へ送付すること。送付を受けた局長は、減免申請者が当該名簿に登録されているか否かを確認すること。
- (2) 前記2(1)イの確認は、税務総合オンライン端末機を利用して行うこと。
- (3) 前記2(2)イの確認は、税務総合オンラインシステムを利用して行い、確認した内容は、中古自動車販売業者滞納状況調査表（別記様式10）に記載すること。

なお、当該徴収金を滞納しているか否かは、賦課期日をもって判定するが、納税をしようとする趣旨から、5月31日（5月31日が休日のときはその翌日）までに完納されていれば、滞納していないものとして取り扱って差し支えない。

- (4) 前記2(2)ウの確認は、中古自動車販売業者ごとの納付状況が「商品中古車抜出一覧表」として電算により出力されるので、これにより行うこと。

なお、法人の支店又は営業所ごとに減免申請書が提出された場合は、各地域振興局管内の当該法人のすべての支店又は営業所

の納付状況を確認することとし、他の地域振興局の課税したものに係る確認は不要であること。

- (5) 前記 2 (2) エの確認は、減免申請書に記載された内容によるが、必要に応じて調査

すること。

- (6) 前記 2 (2) オの確認は減免申請書に記載された内容によるが、当県の県税分の確認については税務総合オンラインシステムを利用して行い、確認した内容は中古自動車販売業者滞納処分状況調査表（別記様式 11）に記載すること。

なお、上記においては自県税部だけでなく、他県税部の滞納処分状況を含め確認が必要であることに留意すること。

- (7) 納税通知書が返戻された場合等の理由で、納期限の変更が行われるときは、当該自動車税の納付状況が確認できるまで、処理を保留すること。
- (8) 減免の承認及び不承認の通知は、様式通達第 49 号様式の 3 により行うこと。

6 減免承認後の中古自動車販売業者からの報告

局長は、規則第 81 条第 2 項の規定により、減免承認後であっても、中古自動車販売業者から減免の対象となった自動車に係る売却等の状況について必要に応じて報告を求め、翌年度以降の減免申請における審査、当該売却等に係る自動車の移転登録等のしょうよう等の資料として活用すること。

白紙

自動車税減免申請書

(社会福祉法人等)

※この枠内のみ記入してください。

下記の内容について承認してよいでしょうか

発議	・	部長	副部長	収税課長	課長代理	担当	電算入力
決議	・						

受付印

地域振興局長様

年 月 日

申請者

住所

(郵便番号

—

)

氏名

(電話

—

—

)

個人又は法人番号

↑ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、こちらから記載してください。

下記について減免されるよう、必要書類を添えて申請します。

登録番号		取得年月日	年 月 日 (新規・移転)	
所有者	住所	・ 申請者に同じ	住所	・ 申請者に同じ
	氏名	・ 申請者に同じ	氏名	・ 申請者に同じ

減免申請理由

1 社会福祉法人が所有する自動車であり、専ら身体障害者等の通所等に使用しているため

2 NPO法人が所有する自動車であり、専ら身体障害者等の通所等に使用しているため

3 保護者団体等が所有する自動車であり、専ら身体障害者等の通所等に使用しているため

税 額	(年度分)	円
-----	--------	---

必要書類	1 社会福祉法人	2 NPO法人	3 保護者団体等
	☐ ①通院等自動車証明書 ☐ ②自動車検査証(※)の写し (※)電子車検証の場合「自動車検査証記録事項」を含みます。	☐ ①通院等自動車証明書 ☐ ②自動車検査証(※)の写し (※)電子車検証の場合「自動車検査証記録事項」を含みます。 ☐ ③定款の写し	☐ ①通院等自動車証明書 ☐ ②自動車検査証(※)の写し (※)電子車検証の場合「自動車検査証記録事項」を含みます。 ☐ ③規約等の写し ☐ ④保護者団体等の規約の写し ※ 申請者がNPO法人の場合 定款及び運営規約等の写し ☐ ⑤補助金交付決定通知書又は委託契約書の写し ☐ ⑥申請者がNPO法人の場合 「身体障害者等又はその保護者が主体となって運営する特定非営利活動法人であることの申出書」

※次に掲げるもの以外のNPO法人は、「3 保護者団体等」の欄の書類をご用意ください。

- 指定障害福祉サービス事業を行う者として指定を受けているNPO法人
- 指定障害児通所支援事業を行う者として指定を受けているNPO法人
- 地域活動支援センター又は福祉ホームの運営を行うNPO法人

(以下は記入しないでください)

決定	減 免 税 額		円
	差引き納付すべき額		円
	承認の理由	新潟県県税条例第72条該当	
	不承認の理由		

確認項目	社会福祉法人		NPO法人		保護者団体等	
	自動車の所有者	適・否	自動車の所有者	適・否	自動車の所有者	適・否
	施設の設置者	適・否	施設の設置者	適・否	施設の設置者	適・否
	自動車の使用形態	適・否	自動車の使用形態	適・否	自動車の使用形態	適・否
	指定事業者(障福・障児)	適・否	指定事業者(障福・障児)	適・否	補助金交付・業務委託	適・否
	補助金交付・業務委託(地セ・社ホ)	適・否	補助金交付・業務委託(地セ・社ホ)	適・否	保護者等主体の運営	適・否

自動車税減免申請書

(社会福祉法人等)

※この枠内のみ記入してください。

下記の内容について承認してよいでしょうか

発議	・	室長	係長		担当	電算入力
決議	・					



新潟県知事様

年 月 日

申請者

住所

(郵便番号)

氏名

(電話)

個人又は法人番号

↑ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、こちらから記載してください。

下記について減免されるよう、必要書類を添えて申請します。

登録番号		取得年月日	年 月 日 (新規・移転)	
所有者	住所	・ 申請者と同じ	住所	・ 申請者と同じ
	氏名	・ 申請者と同じ	氏名	・ 申請者と同じ

減免申請理由

1 社会福祉法人が所有する自動車であり、専ら身体障害者等の通所等に使用しているため

2 NPO法人が所有する自動車であり、専ら身体障害者等の通所等に使用しているため

3 保護者団体等が所有する自動車であり、専ら身体障害者等の通所等に使用しているため

税 額	(年度分)	円
-----	---------	---

必要書類	1 社会福祉法人	2 NPO法人	3 保護者団体等
	☐ ①通院等自動車証明書 ☐ ②自動車検査証(※)の写し (※)電子車検証の場合、「自動車検査記録事項」を含みます。	☐ ①通院等自動車証明書 ☐ ②自動車検査証(※)の写し (※)電子車検証の場合、「自動車検査記録事項」を含みます。 ☐ ③定款の写し	☐ ①通院等自動車証明書 ☐ ②自動車検査証(※)の写し (※)電子車検証の場合、「自動車検査記録事項」を含みます。 ☐ ③規約等の写し ☐ ④保護者団体等の規約の写し ※ 申請者がNPO法人の場合 定款及び運営規約等の写し ☐ ⑤補助金交付決定通知書又は委託契約書の写し ☐ ⑥申請者がNPO法人の場合 「身体障害者等又はその保護者が主体となって運営する特定非営利活動法人であることの申出書」

※次に掲げるもの以外のNPO法人は、「3 保護者団体等」の欄の書類をご用意ください。

- 指定障害福祉サービス事業を行う者として指定を受けているNPO法人
- 指定障害児通所支援事業を行う者として指定を受けているNPO法人
- 地域活動支援センター又は福祉ホームの運営を行うNPO法人

(以下は記入しないでください)

決定	減 免 税 額	円	
	差引き納付すべき額	円	
	承認の理由	新潟県県税条例第72条該当	
	不承認の理由		

確認項目	社会福祉法人		NPO法人		保護者団体等	
	自動車の所有者	適・否	自動車の所有者	適・否	自動車の所有者	適・否
	施設の設置者	適・否	施設の設置者	適・否	施設の設置者	適・否
	自動車の使用形態	適・否	自動車の使用形態	適・否	自動車の使用形態	適・否
	指定事業者(障福・障児)	適・否	指定事業者(障福・障児)	適・否	補助金交付・業務委託	適・否
	補助金交付・業務委託(地セ・福ホ)	適・否	補助金交付・業務委託(地セ・福ホ)	適・否	保護者等主体の運営	適・否

自動車税減免 承認 通知書
不承認
(社会福祉法人等)

申請者 住所 (郵便番号 ー)
氏名 様

新潟県知事
地域振興局長 印

自動車税の減免について下記のとおり決定しましたので通知します。

登録番号		取得年月日		年 月 日（新規・移転）	
所有者	住所	・申請者に同じ		住所	・申請者に同じ
	氏名	・申請者に同じ		氏名	・申請者に同じ

減免申請理由	1 社会福祉法人が所有する自動車であり、専ら身体障害者等の通所等に使用しているため 2 NPO法人が所有する自動車であり、専ら身体障害者等の通所等に使用しているため 3 保護者団体等が所有する自動車であり、専ら身体障害者等の通所等に使用しているため
--------	--

決定	年 度	年度
	税 額	円
	減 免 税 額	円
	差引き納付すべき額	円
	承認の理由	新潟県県税条例第72条該当
	不承認の理由	

救済	1 審査請求について この処分について、不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。（審査請求書（正副2通）は、当地域振興局を経由して提出することもできます。） ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。 2 処分の取消しの訴えについて 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（以下「出訴期間」といいます。）に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。 なお、次のいずれかに該当する場合は、この判決を経ずに訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 ただし、出訴期間が経過する前に、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、出訴期間や審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
----	---

自動車税減免申請書

(運転免許技能試験用自動車用)

様		年		月		日	
申請者		所在地		(郵便番号		—)	
		名 称		(電話		— —)	
下記について減免されるよう申請します。							
登録番号							
所有者	所在地	・申請者に同じ		使用者	所在地	・申請者に同じ	
	名 称	・申請者に同じ			名 称	・申請者に同じ	
減 免 申 請 理 由		一般財団法人新潟県自動車練習所が所有する自動車で、新潟県公安委員会が行う自動車運転技能試験に提供される自動車であるため。					
年 度		年度					
税 額		円					
還付金の支払い方法※		口座振替	金 融			口 座	
			機関名			名義人	
			預金の		口 座		
		種 別			番 号		
※既に納税された税額に係る還付金を口座振替の方法で支払いを受けようとする場合に記入してください。							

----- (以下は記入しないでください。) -----

決定	減 免 税 額	円
	差引き納付すべき額	円
	承 認 の 理 由	新潟県県税条例第 72 条該当
	不 承 認 の 理 由	

自動車税減免承認（不承認）通知書
（運転免許技能試験用自動車用）

申請者 所在地
名 称

(郵便番号 -)
様



自動車税の減免について下記のとおり決定したので通知します。
なお、既に納付された税額がある場合については、別途還付の通知をします。

登 録 番 号						
所 有 者	所 在 地	・ 申 請 者 に 同 じ	使 用 者	所 在 地	・ 申 請 者 に 同 じ	
	名 称	・ 申 請 者 に 同 じ		名 称	・ 申 請 者 に 同 じ	

減免申請理由	一般財団法人新潟県自動車練習所が所有する自動車で、新潟県公安委員会が行う自動車運転技能試験に提供される自動車に該当するため。
--------	--

決定	年 度	年 度
	税 額	円
	減 免 税 額	円
	差引き納付すべき額	円
	承認の理由	新潟県県税条例第72条該当
	不承認の理由	

救済	1 審査請求について この処分について、不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。（審査請求書（正副2通）は、当地域振興局を経由して提出することもできます。） ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。 2 処分の取消しの訴えについて 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（以下「出訴期間」といいます。）に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。 なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 ただし、出訴期間が経過する前に、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、出訴期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

自動車税の減免申請書

(生活交通路線運行バス用)

年 月 日

地域振興局長 様

住 所 _____

氏名又は名称 _____

個人番号又は法人番号																			
------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

年度分の自動車税を減免されるよう下記のとおり申請いたします。

記

1 減 免 対 象 バ ス 車 両 数 _____ 両 ①

2 一般乗合用バス車両のうち、みなし4条事業、高速バス事業及び定期観光バス事業に係る路線の運行の用に供されるバス車両を除いた車両数 _____ 両 ②

3 生 活 交 通 路 線 に 係 る 年 間 走 行 キ ロ 数 _____ km ③

4 一般乗合旅客運送事業で運行する全路線の年間走行キロ数からみなし4条事業、高速バス事業及び定期観光バス事業に係る路線の走行キロ数を除いた走行キロ数 _____ km ④

算式(数値に1未満の端数があるときは、四捨五入する)

$$\textcircled{1} = \textcircled{2} \times (\textcircled{3} \div \textcircled{4})$$

5 減免対象バス車両の特定等

区分	納税通知書 番 号 (調定番号)	税 額	登録番号	4月1日から4月7日までににおける		生活交通 路 線 走行率 B/A	当該車両 の主たる 定 置 場
				当該車両の全走 行キロ数 A	Aにおける生活 交通路線走行 キロ数 B		
1		円		km	km	%	
2							
3							
4							
5							

減免承認（不承認）通知書
(生活交通路線運行バス用)

第 号
年 月 日

住 所

法人名称

代表者名

地域振興局長 印

自動車税の減免について下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決 定	年 度	年度
	当初納付すべき税額	円
	減 免 車 両 台 数	台
	減 免 税 額	円
	差引き納付すべき税額	円
	承 認 の 理 由	新潟県県税条例第 72 条 （生活交通路線運行バス減免）該当
	不 承 認 の 理 由	

救 済	1 審査請求について この処分について、不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副 2 通）は、当地域振興局を経由して提出することもできます。 ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。
	2 処分の取消しの訴えについて 処分の取消しの訴えについては、上記 1 の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内（以下「出訴期間」といいます。）に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。 なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して 3 か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 ただし、出訴期間が経過する前に、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、出訴期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

減免承認台数（減免額）内訳書

生活交通路線を運行するバスに係る減免車両数の算出方法について

- 1 減 免 対 象 バ ス 車 両 数 _____ 両 ①
- 2 一般乗合用バス車両のうち、みなし4条事業、高速バス事業及び定期観光
バス事業に係る路線の用に運行に供されるバス車両を除いた車両数 _____ 両 ②
- 3 生 活 交 通 路 線 に 係 る 年 間 走 行 キ ロ 数 _____ km ③
- 4 一般乗合旅客運送事業で運行する全路線の年間走行キロ数からみなし4条事業、高速
バス事業及び定期観光バス事業に係る路線の走行キロ数を除いた走行キロ数 _____ km ④

算式（数値に1未満の端数があるときは、四捨五入する）

①＝②×（③÷④）

減免承認車両（生活交通路線走行率の高いもの）

	登 録 番 号	税 額	走行率 (%)		登 録 番 号	税 額	走行率 (%)
1				11			
2				12			
3				13			
4				14			
5				15			
6				16			
7				17			
8				18			
9				19			
10				20			

減免車両	両	減免税額	円
------	---	------	---

自動車税の減免申請書
(廃止路線代替バス用)

年 月 日

地域振興局長 様

住 所 _____

氏名又は名称 _____

個人番号又は法人番号																				
------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

年度分の自動車税を減免されるよう下記のとおり申請します。

記

- 1 減 免 対 象 バ ス 車 両 数 _____ 両 ①
- 2 みなし 4 条事業及び 21 条事業に係る路線の運行の用に供されているバスの車両数 _____ 両 ②
- 3 補 助 対 象 （ 見 込 ） 路 線 に 係 る 年 間 走 行 キ ロ 数 _____ km ③
- 4 みなし 4 条事業及び 21 条事業に係る路線を運行するバスの年間走行キロ数 _____ km ④

算式（数値に 1 未満の端数があるときは、四捨五入する）

① = ② × (③ ÷ ④)

5 減免対象バス車両の特定等

区 分	納税通知書 番 号 (調定番号)	税 額	登録番号	4 月 1 日から 4 月 7 日までににおける		補助対象（見 込）路線の走 行率 B／A	当該車両 の主たる 定 置 場
				当 該 車 両 の 全走行キロ数 A	Aにおける補助 対象（見込）路線 走行キロ数B		
1		円		km	km	%	
2							
3							
4							
5							

[illegible]

– 185 –

減免承認（不承認）通知書
（廃止路線代替バス用）

第 号
年 月 日

住 所 _____

法人名称 _____

代表者名 _____

地域振興局長 印

自動車税の減免について下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決 定	年 度	年度
	当初納付すべき税額	円
	減 免 車 両 台 数	台
	減 免 税 額	円
	差引き納付すべき税額	円
	承 認 の 理 由	新潟県県税条例第 72 条（廃止路線代替バス減免）該当
	不 承 認 の 理 由	

救 済	1 審査請求について この処分について、不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、当地域振興局を経由して提出することもできます。 ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。 2 処分の取消しの訴えについて 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（以下「出訴期間」といいます。）に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。 なお、次のいずれかに該当する場合は、この判決を経ずに訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求があった日の翌日から起算してから3か月を経過しても判決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 ただし、出訴期間が経過する前に、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、出訴期間や審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
--------	---

減免承認台数（減免額）内訳書

減免の対象となるバス車両数の算出方法について

- 1

減 免 対 象 バ ス 車 両 数

_____ 両

①
- 2

みなし4条事業及び21条事業に係る路線の運行の用に供されているバスの車両数

_____ 両

②
- 3

県費補助対象（見込）路線に係る年間走行キロ数

_____ km

③
- 4

みなし4条事業及び21条事業に係る路線を運行するバスの年間走行キロ数

_____ km

④

算式（数値に1未満の端数があるときは、四捨五入する）

①＝②×（③÷④）

減免の対象となるバス車両〔県費補助対象（見込）路線走行率の高いもの〕

	登 録 番 号	税 額	走 行 率 (%)		登 録 番 号	税 額	走 行 率 (%)
1				11			
2				12			
3				13			
4				14			
5				15			
6				16			
7				17			
8				18			
9				19			
10				20			

減免車両	両	減免税額	円
------	---	------	---

別記様式3(第9、4(2)ア)

同 一 生 計
常 時 介 護 証 明 願

年 月 日

(証明書発行機関の長) 様

(申請人)
住 所
氏 名

自動車税の減免申請を行うため必要となりますので、下記について証明してください。

記

- 1 次のアの自動車は、専らイの身体障害者等のために当該 身体障害者等と生計を一にする エの
身体障害者等を 常時介護する
者により運転されるものであること。
- 2 次のウの者は、身体障害者等本人又は身体障害者等と生計を一にする者であること。

ア 減免対象となる自動車	登録(車両)番号 ・		
イ 減免対象となる 身体障害者等	住 所		
	氏 名		
ウ 上記アの自動車 の所有者 (売主が所有権を留保してい るときは、自動車検査証の使 用者)	住 所		
	氏 名	身体障害者等との関係	
エ 上記アの自動車 の運転者	住 所		
	氏 名	身体障害者等との関係	
	運転免許証の番号		
オ 現在減免の適用 を受けている自 動車	有・無	(有の場合に、当該自動車等の登録番号又は車両番号を記入) ・	
カ 上記アの自動車 の利用目的等	利用目的	通学・通院・通所・施設からの帰省	
		生業 (職業名)	
	利用状況	利用期間	年 月から 年 月まで
		利用日数	週 日 ・ 月 日

上記のとおり相違ないことを証明します。

第 号
年 月 日

(証明書発行機関の長) 印

別記様式 5 (第 9、5(4)ウ)

相続人の届出及び自動車税の賦課申出について

自動車税を受けていた自動車（ ）

の所有者（使用者）である さんが死亡している事

実が確認されました。

このため、減免の要件がなくなりましたので、本年度から自動車税を課税いたします。

については、相続人の届出並びに自動車税の申出を、この自動車を相続した方が 1 人である場合は別紙 1 により、また、2 人以上である場合は別紙 2 により届（申）出てください。

この届（申）出がない場合は、車検時に必要な納税証明書を交付しない場合がありますので、念のため申し添えます。

年 月 日

新 潟 県

地域振興局

(別紙 1)

確認の				
決 議				

[illegible]

— 191 —

別記様式 7 (第 9、5 (4) ウ)

(別紙 2)



確認の				
決 議				

相続人の届出書及び自動車税の賦課申出書

				年	月	日
_____ 地域振興局長 様				相続人 代表者氏名		
下記の被相続人が所有していた自動車 () の相続人代表として私が指定されましたので、これに係る自動車税の賦課徴収は私に行うよう届 (申) 出します。						
被相続人の 死 亡 時 の 住 (居) 所 及 び 氏 名	(死亡時の住 (居) 所) (氏 名)		被 相 続 人 の 死 亡 年 月 日	年 月 日 死 亡		
相 続 人 の 代 表 者 の 住 (居) 所 及 び 氏 名	住 (居) 所		氏 名			
			続 柄 ()			
相続人代 表者以外 の相続人 (共有者)	被相続人 との続柄	住 (居) 所	氏 名			
備 考						

(注) 届 (申) 出のない場合は、車検時に必要な納税証明書を交付しない場合があります。

別記様式 10（第 1 1、5 (3)）

中古自動車販売業者滞納状況調査表

販 売 店 番 号	氏 名 又 は 名 称	代 表 者 名
所 在 地		

滞納状況（5月31日現在）

自 動 車 税				
年 度	期 別	登 録 番 号	税 額	備 考

中古自動車販売業者滞納処分状況調査表

販売店番号	氏名又は名称	代表者名	所 在 地

滞納処分状況（４月１日前２年において行なわれた処分について記入）

年度	税 目	税 額	差 押		交 付 要 求			備 考
			差押年月日	〔 差押財産 〕 財産の 種 類	交付要求 年月日	執行機関	〔 対象財産 〕 財産の 種 類	

（注）差押財産（財産の種類）及び対象財産（財産の種類）の欄は、動産、金銭、有価証券、債権、不動産、電話加入権等の区分により記入してください。

様

お知らせ

右の必要事項に記入して、6 月末
日までに地域振興局県税部収税担当
に提出してください。

なお、自動車の利用目的・利用先・
利用状況の変更、自動車運転者の変
更等があった場合は、変更部分に関
する新しい内容の証明書を提出する
必要があります。

また、その他にも障害の級別・程
度の変更、自動車運転者の運転免許
証の取消等減免を受けている要件に
変更があった場合は、地域振興局県
税部収税担当にご連絡ください。

ご不明な点は住所地を担当する地
域振興局県税部収税担当（封筒に記
載）にお問い合わせください。

地域振興局

（ 車検有効期限 … 年 月 日 ）

登録番号

（収）第 ー 号

住 所

氏 名

減 免 要 件 継 続 申 出 書

年 月 日

様

（自動車税納税義務者の住所・氏名）

住 所

氏 名

日中連絡可能な電話番号

メールアドレス

（ ー ー ）

個人番号

自動車税の身体障害者減免を受けている下記の自動車については、引き続き減免要件が継続していることを申し出ます。

記

1 自動車登録番号		手帳の種類	☐ 身体障害者	☐ 戦傷病者	☐ 療育（A・B）	☐ 精神障害者保健福祉（1・2）級
2 身体障害者等	住 所	・申出者に同じ			生年月日	年 月 日
	氏 名	・申出者に同じ			申出者との関係	本人・配偶者・子・父・母・その他（ ）
	4月1日現在	（いずれかに○をつける）		有の場合	年 月 日 ～	
	入院の有無	有 ・ 無		入院期間	入院中 ・ 年 月 日 退院	
3 自動車の利用状況	利用目的	（いずれかに○をつける） 通学・通院・通所・施設からの帰省・生業（通勤・仕事・その他）				
	利 用 先	（学校名・病院名・施設名・勤務先等を記入）				
	利用状況	期 間	年 月～ 年 月		日 数	毎週 日又は毎月 日
4 自動車運転者	住 所	・申出者に同じ				
	氏 名		身障者との関係	本人・配偶者・子・父・母・常時介護者・その他（ ）		

※ ①未記入の項目があると減免が継続して認定されず、課税される場合がありますので、記入漏れのないようお願いします。
②減免要件が継続していることが確認された場合は、この「申出書」の提出をもって承認されたものとします。

自動車税みなし減免継続申出書



年 月 日

新潟県知事 様

申出者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

従来減免を受けていた自動車のかわりの自動車を新たに取得しましたが、減免に係る他の要件は従前と同様ですので、来年度以降も引き続き減免くださるよう申し出ます。

1 代替自動車の状況（本人運転、家族運転、介護者運転いずれの場合も記入）

新たに取得した自動車の登録番号	・ ・ ・
旧自動車の登録番号	・ ・ ・

2 家族運転、介護者運転の場合は記入してください。

身体障害者等の氏名	・ 申出者に同じ
自動車運転者の氏名	・ 申出者に同じ

※次の書類を添付してください。
・ 同一生計証明書又は常時介護証明書
・ 通院等の事実を証する書類

----- （以下は記入しないでください） -----

項 目	確 認 点	確認書類	確認
新 自 動 車 の 登 録 名 義 人	所有者名義が身障者本人か 1 所有者が同一生計者で使用者が身障者本人 2 身障者が 18 歳未満、精神障害者の場合は同一生計者でも良い	車 検 証	
旧自動車に係る処理状況	移転・抹消登録済か（ 年 月 日）	抹消登録証明等	
身体障害者手帳等の確認	生年月日（ 年 月 日） 手帳番号（ 号） 交付年月日（ 年 月 日） 障害名（ ） 障害の程度（ ）	身障者手帳等	
運転者の免許証確認	免許証有効期限（ 年 月 日） 免許条件等（ ）	運転免許証	

室 長	係 長	担 当	電算入力

	手帳記入

個別等級照会票

新潟県福祉保健部障害福祉課長 様

年 月 日

申請者住所

電 話 番 号 ()

申請者氏名

自動車税の減免申請のため必要ですので、下記により障害の個別等級の確認を行い、県税務課へ通知して下さるようお願いいたします。

記

○ 身体障害者に関する事項

申請者記入欄 (手帳が再交付されている場合は再交付年月日を記入してください。)

身体障害者氏名	
住 所	新潟県
生 年 月 日	年 月 日 生
手 帳 番 号	(市・郡) 号
手帳交付年月日	年 月 日 交付

※福祉保健部障害福祉課長（自立支援係）記入欄

個別の障害等級	視覚・聴覚・平衡・音声・肢体(上肢・下肢・体幹・脳原性上肢・脳原性移動)・心臓・腎臓・呼吸器・膀胱または直腸・小腸	
	等 級	級の () 該当
	視覚・聴覚・平衡・音声・肢体(上肢・下肢・体幹・脳原性上肢・脳原性移動)・心臓・腎臓・呼吸器・膀胱または直腸・小腸	
	等 級	級の () 該当
	視覚・聴覚・平衡・音声・肢体(上肢・下肢・体幹・脳原性上肢・脳原性移動)・心臓・腎臓・呼吸器・膀胱または直腸・小腸	
	等 級	級の () 該当

(注) 1 身体障害者手帳の写しを添付してください。

2 *印欄については福祉保健部障害福祉課が記載します。なお、複数の障害を有している場合は、すべての障害について記載してください。

個別等級確認依頼書

新潟県総務部税務課長 様

年 月 日

申請者住所

電 話 番 号 ()

申請者氏名 _____

自動車税の減免申請のため必要ですので、下記により障害の個別等級の確認 を行ってください。
記

○ 身体障害者に関する事項

申請者記入欄 (手帳が再交付されている場合は再交付年月日を記入してください。)

身体障害者氏名	
住 所	新潟県
生 年 月 日	年 月 日 生
手 帳 番 号	(市・郡) 号
手帳交付年月日	年 月 日 交付

※総務部税務課（県税集中管理室業務第2係）記入欄

個別の障害等級	視覚・聴覚・平衡・音声・肢体(上肢・下肢・体幹・脳原性上肢・脳原性移動)・心臓・腎臓・呼吸器・膀胱または直腸・小腸	
	等 級	級の () 該当
	視覚・聴覚・平衡・音声・肢体(上肢・下肢・体幹・脳原性上肢・脳原性移動)・心臓・腎臓・呼吸器・膀胱または直腸・小腸	
	等 級	級の () 該当
	視覚・聴覚・平衡・音声・肢体(上肢・下肢・体幹・脳原性上肢・脳原性移動)・心臓・腎臓・呼吸器・膀胱または直腸・小腸	
	等 級	級の () 該当

(注) 身体障害者手帳の写しを添付してください。

施設運営保護者団体等証明書 証 明 願（自動車登録用）

年 月 日

（証明書発行機関の長）

申請者 住 所 _____

団体の名称

代表者の氏名 _____

国土交通省自動車登録ファイルの登録申請に必要なので、下記事項について証明してください。

記

次の団体は、市町村から施設運営に係る補助金の交付又は業務の委託を受け、身体障害者等が通所する施設（地域活動支援センター等）の運営を行う保護者団体等であること。

施 設 名		
施設の設置者	住 所	
	名称・代表者名	

上記のとおり相違ないことを証明します。

第 号
年 月 日

（証明書発行機関の長）

印

通院等自動車証明書
証明願 (減免申請用)

年 月 日

(証明書発行機関の長) 様

申請者 住 所 _____
団体の名称 _____
代表者の氏名 _____

自動車税の減免申請に必要ですので、下記事項について証明してください。
記

1 申請者は、次のいずれかに該当するものであること。(該当する項目を丸で囲んでください。)	
(1)	社会福祉法人であること。
(2)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)に規定する障害福祉サービス事業(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援を除く。)を行うNPO法人で、指定障害福祉サービス事業者として知事又は新潟市長から指定を受けているものであること。
(3)	障害者総合支援法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームの運営を行うNPO法人で、県又は市町村から補助金の交付又は業務の委託を受けているものであること。
(4)	児童福祉法に規定する障害児通所支援事業(居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を除く。)を行うNPO法人で、指定障害児通所支援事業者として知事又は新潟市長から指定を受けているものであること。
(5)	市町村から施設運営に係る補助金の交付又は業務の委託を受け、身体障害者等が通所する施設(地域活動支援センター等)の運営を行う保護者団体等(身体障害者等又はその保護者が主体となって運営するNPO法人を含む。)であること。

2 次の施設は、申請者が設置したもので(施設の設置者が国又は地方公共団体で、当該施設の管理運営を申請者が行っている場合を含む)、専ら身体障害者、知的障害者又は精神障害者を入所又は通所させる施設であること。		
施設名及び所在地	施設名	
	所在地	

3 次の自動車は、申請者が所有するもので(所有権が留保されている場合は使用者であることを含む)、専ら上記施設において通院、通所又は通園に使用されているものであること。			
減免対象となる 自動車	登録番号	車名	車種
利用目的			
備考			

上記1、2及び3の事項のとおり相違ないことを証明します。
第 号
年 月 日

(証明書発行機関の長) 印

自動車税一括課税（納付）申出書

年 月 日

新潟県知事 様

(納税義務者)

住 所

氏 名

〔 法人にあっては、名称
及び代表者の氏名 〕

電話番号（ — — ）

担当者

私（当社）は、 年度から、「一括合計分の納税通知書」によって自動車税を納付したいので、下記事項を確約の上、申出します。

記

- 1 私（当社）が納付すべき定期課税分の自動車税は、「一括合計分の納税通知書」によって、金融機関（新潟県指定金融機関等もしくは全国の eL・QR 対応金融機関）及び地域振興局県税部の窓口、又は eL・QR を利用した電子納付により、納期限までに納付します。
- 2 一括課税（納付）の取扱いに際し、個々の自動車税についての除外、追加又は税額の変更は必要としません。
- 3 コンビニエンスストアで納付できないことを承知します。
- 4 課税免除及び減免等の手続きを行ったものについても、いったん納付します。
- 5 個々の自動車税の領収証書及び納税証明書の発行は、必要としません。
- 6 「自動車税一括課税（納付）解約届」を提出するまでは、毎年継続して「一括合計分の納税通知書」が送付されることを了承します。
- 7 一括課税（納付）の取扱いができなかった自動車については、1 台ごとの「納税通知書」で納付します。

（注）この申出書は、一括課税（納付）を希望する年度の前年度の 2 月末日までに提出してください。

◎お問い合わせ先

〒950-8570 新潟県税務課県税集中管理室 業務第 2 係 TEL025-280-5051（直通）

-----（以下は記入しないでください。）-----

確 認 欄	室長	係長	担当	処 理 欄	一括課税（納付）開始年度	年度以降	電 算 入 力
				課 税 地 の 指 定 場 所 欄	課 税 地 の 指 定 場 所		
					課 税 地 の 指 定 通 知 年 月 日	・ ・	

自動車税一括課税（納付）解約届

年 月 日

新潟県知事 様

(納税義務者)

住所

氏名

〔 法人にあつては、名称
及び代表者の氏名 〕

電話番号（ — — ）

私（当社）は自動車税について、 年度から「一括合計分の納税通知書」による納付を取りやめることとしたので、届け出ます。

（注）この解約届は、一括納付を取りやめる年度の前年度の 2 月末日までに提出してください。

-----（以下は記入しないでください）-----

確認欄	室 長	係 長	担 当	電算入力

使用状況回答書

裏面のとおり回答します。

年 月 日

（納税義務者）

〒

住所

フリガナ
氏名

個人番号																			
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

日中連絡可能な
電話番号 () —
FAX () —
メールアドレス

登録番号	
------	--

※裏面も必ず記入してください。

減免自動車の使用状況等について（回答）

減免申請時の状況と比べて変更がある場合、該当する番号に○印を付け、変更内容を記入してください。
変更がない場合は、「13 変更なし」に○印を付けてください。

- 1 減免を受けた自動車の使用をやめた
(1) 譲渡した (2) 廃車した
(年 月 日移転等登録)
 - 2 減免を受けている本人が死亡した
(年 月 日死亡)
 - 3 身体障害者・戦傷病者手帳を返納した
(年 月 日返納)
 - 4 運転免許証を返納した、又は取り消された
(年 月 日返納・取り消し)
- ※運転免許証を再度取得した場合は、下記11に該当
- 5 住所が変わった 6 改姓した
 - 7 本人運転から家族運転（同一生計者）に変わった
 - 8 本人運転から介護者運転に変わった
 - 9 身体障害者手帳等の等級変更があった

障害種別：
 等 級： 級から 級へ変わった
 変更年月日： 年 月 日
 - 10 4月1日現在入院していた
(入院期間： 月 日から 月 日)
 - 11 運転免許証に変更があった（免許更新は除く）
(1) 取り消され再取得 (2) 条件変更があった
(年 月 日)
 - 12 その他連絡事項がありましたら、お書きください。
- 13 変更なし

減免に
なりません

お住まいの地域を
担当する地域振興
局県税部収税課
(封筒に記載)に
ご連絡ください。

減免を継続します

別記様式 20 の 2 (第 9、5(4)エ)

年 月 日

(納税義務者) 様

〇〇地域振興局長

自動車税の減免の継続中止について (通知)

あなたがお使いの自動車 (登録番号:) については、身体障害者の方などが使用 (または同乗) されることを要件として、自動車税を減免してきておりましたが、 年 月 日で車検の有効期間が満了していることから、減免の継続中止の取扱いとなりました。

つきましては、 年度の自動車税については、課税されることとなりますので通知します。

なお、車検を更新して自動車を使用される場合で、減免対象となる利用をされるときは、後日送付する納税通知書に記載の納期限までに、当地域振興局県税部収税課に再度減免承認申請手続きを行ってください。

また、車検更新されない場合でも運輸支局で抹消登録されない限り、自動車税は課税されますのでご留意願います。(抹消登録がされた場合は、抹消登録された月までの月割課税となります。)

問合せ先

自動車税申告誤りに係る訂正申出書

年 月 日

地域振興局長 様

申出者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

下記の自動車に係る申告に誤りがありましたので申出します。

記

1 対象となる自動車

登 録 番 号	車 台 番 号	登 録 名 義	
		所有者	
		使用者	

2 申出の理由

.....
.....

3 納税義務者となる者

住所	・ 申出者に同じ
氏名	・ 申出者に同じ

4 添付書類

1 売買契約書又はリース契約書等の写し

2 その他 (_____)

身体障害者等又はその保護者が主体となって運営する
特定非営利活動法人であることの申出書

年 月 日

新 潟 県 知 事 様
地域振興局長 様

(特定非営利活動法人)
住 所
名 称
代表者氏名

当特定非営利活動法人は下記のとおり、身体障害者等又はその保護者が主体となって運営している法人であることを申出します。

記

社 員 の 氏 名	住 所 又 は 居 所	社員と身体 障 害 者 等 と の 関 係
施設通所者の氏名		
通所者の身体障害者等手帳の番号		

車 い す 使 用 証 明 書

住 所		
氏 名		
生 年 月 日		年 月 日 生
所 見	診 断 名 (歩行困難等の原因と なっている疾病名)	
	参考となる経過 ・現症等	

上記の者は、所見のとおり、日常生活上の移動に際し、車いすの使用が必要であることを証します。

年 月 日

医療機関名

所 在 地

医 師 氏 名 ⑩

使用状況申出書（構造変更車用）

地域振興局長 行き

様

登録番号

車検有効期限 年 月 日

納税義務者	住 所										
	氏 名	電話番号									
個人番号又は法人番号											
	↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、こちらから記載してください。										
自動車の使用者※①	住 所										
	氏 名	電話番号									

自動車税の構造変更車に係る減免を受けている自動車の使用状況等について、下記のとおり申し出ます。

記

1 自動車の状況		自動車登録番号												
		自動車の構造※②		車いすの昇降装置		有 ・ 無		車いすの固定装置		有 ・ 無				
2 自動車の使用 状況	特定の身体障害者等の利用に供するもの	身体障害者等（車いす利用者）の利用の有無				有 ・ 無		※ 無の場合は、以下について記入する必要がありません。						
		身体障害者等（車いす利用者）	住 所		・ 申出者に同じ									
			氏 名		・ 申出者に同じ									
			生年月日		年 月 日				申出者との関係					
		障害の内容及び程度（身体障害者手帳等を所持している場合のみ記載してください。）												
		☐ 身体障害者手帳		障害名						☐ 療育手帳（ A ・ B ）				
		☐ 戦傷病者手帳		障害の等級		級 項				☐ 精神障害者保健福祉手帳（ ）級				
		不特定の身体障害者等の利用に供するもの	自動車を利用する事業者の内容	事業所の所在地・名称			所在地							
							名 称							
	事業内容													
身体障害者等のために自動車が利用されていることを証する書類を添付してください。 （例：ボランティア活動で利用しているもの・・・ボランティアの活動記録等）														

※ ① リース車のように実際に自動車を使用している者と納税義務者が異なる場合は、連名で申出書を提出してください。
② 自動車検査証の車体の形状欄に「車いす移動車」及び「身体障害者輸送車」と記載されている自動車に該当する場合は記入してください。

自動車税の減免手続き（お知らせ）

あなたがお持ちの自動車は、身体障害者の方などの利用に供するための構造を有し（以下「構造変更車」という。）、実際に身体障害者の利用に供されていることを要件として、自動車税が減免されております。

つきましては、今年度の自動車税において、引き続き減免を受けたい場合は、自動車の状況及び使用状況について、あらためて確認する必要がありますので、お手数でも下記内容をよくお読みいただき、同封の「使用状況申出書（構造変更車用）」（以下「申出書」という。）に必要事項を記入のうえ、6 月末日までにあなたの住所地を所管する地域振興局県税部収税課（封筒裏面参照）へ郵送又は持参してください。

記

1 申出書の記載について

(1) 自動車の状況

減免を受けている自動車に、次の設備が備え付けられているか否かを記入してください。

○ 車いすの昇降装置……車いす利用者が容易に乗降できるスロープ又はリフトゲート等の装置

○ 車いすの固定装置……車いすを確実に車体に固定する装置

(2) 自動車の使用状況

減免を受けている自動車の使用状況について、ア又はイのいずれか該当する項目を記入してください。

ア 特定の身体障害者等（車いす使用者を含む。）の利用に供する自動車

○ 同居している母を病院に送迎しているなど、特定の個人のために利用している自動車が該当します。

○ 利用者の方が身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合は、該当する手帳の種類に☑を付け、障害の程度等を記入してください。

イ 不特定の身体障害者等（車いす利用者を含む。）の利用に供する自動車

次のような事例が該当します。

○ ボランティア活動で利用している自動車

申出書の「事業所の所在地・名称」の欄にボランティア団体等の所在・名称を記載し、ボランティア活動の記録又はボランティア団体に加入していることなど身体障害者等の方に自動車が利

用されていることを証する書類を添付してください。

- 自動車修理事業者が福祉施設からの依頼を受け、構造変更車を修理又は継続検査（車検）する際に福祉施設へ貸し出す自動車
申出書の「事業所の所在地・名称」の欄に自動車修理事業者の
所在・名称を記載し、福祉施設等が使用する構造変更車の修理又は
継続検査（車検）を行ったことを証する書類（受注記録の写し、
請求書（控）の写しなど）を添付してください。

2 6 月中に自動車税納税証明書が必要な場合の手続き

申出書に必要事項を記入のうえ、あなたの住所地を所管する地域振興局県税部収税課まで持参し、自動車税納税証明書の発行を申し出てください。

3 減免の要件を満たしていない場合

提出された申出書の内容などから減免の要件を満たしていないと認められる場合は、自動車税が課税されます。

また、自動車の継続検査（車検）に必要な自動車税納税証明書は、納税が済むと発行されます。

4 利用状況等に変更が生じた場合の手続き

次の場合は、速やかにあなたの住所地を所管する地域振興局県税部収税課まで連絡してください。

- (1) 減免を受けている自動車を身体障害者等の方（車いす使用者を含む。）が利用しなくなった
- (2) 車いすの昇降装置又は車いすの固定装置を取り外して利用するようになった

ご注意

提出期限までに申出書の提出がない場合、自動車税が課税されます。

また、地域振興局県税部の職員が自動車の使用状況などを確認するために、お伺いすることもありますので、その際はご協力をお願いします。

※ 詳しくはあなたの住所地を所管する地域振興局県税部収税課（封筒裏面参照）へお尋ねください。

別紙様式 26 の 1 (第 10、5(5)ア(ウ))

年 月 日

(納税義務者) 様

(所有者課税の場合は、自動車登録ファイルの使用者及び納税義務者)

〇〇地域振興局長

自動車税の減免の継続中止について (通知)

あなたがお使いの下記の自動車については、身体障害者の方などの利用に供するための構造を有し、実際に身体障害者の利用に供されていることを要件として、自動車税を減免してきておりましたが、このたび提出いただいた使用状況申出書の内容にお

いて 1 身体障害者の方などの実際の利用 ・ 2 車いすの昇降装置などの必要な設備

が減免の要件を満たしておりませんでした。

つきましては、 〇年度の自動車税が課税されることとなりますので通知します。

なお、今後、新たに減免の要件 (身体障害者等の方が利用されていること及び車いすの昇降装置などの必要な設備が備え付けられていること) を満たすことになった場合は、減免申請期間内 (〇年 4 月 1 日～納期限前 7 日まで) に申請が必要です。で、ご留意願います。

記

自動車の登録番号	年 税 額	納 税 義 務 者	
		住 所	
		氏 名	

※ 1、2 の該当する項目を選択して使用してください。

問い合わせ先

別紙様式 26 の 2 (第 10、5(5)ア(ウ))

年 月 日

(納税義務者) 様

(所有者課税の場合は、自動車登録ファイルの使用者及び納税義務者)

〇〇地域振興局長

自動車税の減免の継続中止について (通知)

あなたがお持ちの下記自動車については、身体障害者の方などの利用に供するための構造を有し、実際に身体障害者の利用に供されていることを要件として、自動車税を減免しています。

しかしながら、先般、今年度の自動車税において、減免要件の充足状況を確認する必要があるため、自動車の使用状況申出書の提出をお願いしたところですが、期日までに提出がありませんでした。

つきましては、減免要件を満たしていることが確認できないことから、〇年度の自動車税が課税されることとなりますので通知します。

なお、減免の要件 (身体障害者等の方が利用されていること及び車いすの昇降装置などの必要な設備が備え付けられていること) を満たす場合には、減免申請期間内 (〇年 4 月 1 日～納期限前 7 日まで) に申請が必要ですので、ご留意願います。

記

自動車の登録番号	年 税 額	納 税 義 務 者	
		住 所	
		氏 名	

問い合わせ先

申立書 (減免申請時用)

年 月 日

新潟県知事 様

減免申請者 住所：_____

氏名：_____

当該申立に関わる者 住所又は所在地：_____

氏名又は名称：_____

現在、既に自動車税（軽自動車税）を減免されている自動車（既減免車）については、下記の理由により、今回減免申請する自動車（代替車）の登録日までに、移転・抹消登録ができないことを申し立てます。

なお、減免承認を受けるにあたっては、別紙「減免申請時に既減免車の移転・抹消登録ができない場合の手続」による記載の手続を行う必要があることを承知します。

【自動車に係る事項】

既減免車の登録番号			
上記自動車を代替車の登録日までに 移転・抹消登録ができない理由			
既減免車	引渡予定日	移転・抹消登録予定日	
	年 月 日 ()	年 月 日 ()	
代替車	納車予定日	新規登録日	
	年 月 日 ()	年 月 日 ()	
書類提示期限 (代替車登録日から 1 ヶ月)		年 月 日 ()	

※参考

提示期限（代替車登録日から 1 ヶ月）は、代替車登録日の翌月の応当日となります。応当する日がないときは、その月の末日となります。

例：代替車登録日 5/15 → 書類提示期限 6/15

代替車登録日 1/31 → 書類提示期限 2/28（うるう年の場合は 2/29）

減免申請時に既減免車の移転・抹消登録ができない場合の手続

代替車：今回減免申請する自動車

既減免車：既に減免を受けている自動車

代替車の新規登録時（減免申請時）の手続

- 1 自動車税の納税
既減免車の移転・抹消登録が確認され減免承認となった後に還付します。
- 2 「減免申請書」等の提出
- 3 「申立書（減免申請時用）」の提出
- 4 「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」又は「戦傷病者手帳」（以下「身体障害者手帳等」という。）の提示

代替車の登録日から1ヶ月以内に以下の手続を行ってください（※1）。

期限： 年 月 日（ ）

期限までに手続が完了しない場合には、減免は承認されません。

既減免車の移転・抹消登録後の手続

- 1 「申立書（移転・抹消登録確認時用）」の提出
- 2 既減免車の移転・抹消登録が確認できる書類の提示又は写しの提出

種別	手続	提示又は写しを提示する書類
普通車	一時抹消	「登録識別情報等通知書」
	永久抹消	「現在登録事項等証明書」
軽自動車	名義変更	「自動車検査証」又は「検査記録事項等証明書」
	一時使用中止	「自動車検査証返納証明書」
	解体	「検査記録事項等証明書」
- 3 「既減免車の引渡日・代替車の納車日に係る確認書」の提出（※2）
「確認書類」を提出できない場合は、以下の書類の提示又は写しの提出に代えることができます。
例：既減免車 → 受取書 等
代替車 → 納品書・保証書 等
- 4 「身体障害者手帳等」の提示

※手続にあたり、ご留意いただきたい事項

※1：自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に対して、4月から翌年3月までの1年単位で課税される税金です。

3月に代替車の登録を行い、4月に既減免車の移転・抹消登録を行った場合、代替車の登録から1ヶ月以内であっても、既減免車について、新年度分の自動車税が、移転登録の場合は1年分、抹消登録の場合は1ヶ月分課税されます。

※2：既減免車の引渡日より前に代替車が納車された場合には、代替車の減免は認められません。

申立書 (移転・抹消登録確認時用)

年 月 日

新潟県知事 様

減 免 申 請 者 住 所 : _____

氏 名 : _____

当該申立に関わる者 住所又は所在地 : _____

氏名又は名称 : _____

1 代替車の登録番号 : _____

2 既減免車の引渡日及び代替車の納車日

既減免車の引渡日 : _____ 年 月 日 ()

代替車の納車日 : _____ 年 月 日 ()

3 提示・提出書類

(1) 既減免車の移転・抹消登録の確認ができる書類【提示又は写しの提出】

書類名 : _____

(2) 「既減免車の引渡日・代替車の納車日に係る確認書」【提出】

※「確認書類」が提出できない場合

既減免車の引渡日に係る書類名 : _____

代替車の納車日に係る書類名 : _____

4 還付金の振込口座 (口座振込を希望する方のみご記入ください。)

口 座 名義人	フリガナ	金融機関名		預金 種別	普通 ・ 当座
		支 店 名		口座 番号	

※納税義務者と口座名義人が一致している口座をご記入ください。

既減免車の引渡日に係る確認書

減免申請者から既減免車の引渡を受けた方が記載してください。

既減免車の引渡日に係る事項

登録番号 _____ の車両は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ()
に _____ から引渡を受けたことに相異ありません。

記 載 日 : _____ 年 _____ 月 _____ 日

引渡を受けた者の住所 : _____

氏名又は名称 : _____

※キリトリ線

代替車の納車日に係る確認書

代替車を減免申請者に納車した方が記載してください。

代替車の納車日に係る事項

登録番号 _____ の車両は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ()
に _____ へ納車したことに相異ありません。

記 載 日 : _____ 年 _____ 月 _____ 日

納車を行った者の住所 : _____

氏名又は名称 : _____

※必要に応じて切り分けてお使いください。